

# 官報

昭和五十五年十一月七日

## 第九十三回 参議院會議録第七号

昭和五十五年十一月七日(金曜日)

午前十一時七分開議

### ○議事日程 第七号

昭和五十五年十一月七日

午前十一時開議

- 第一 千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第二 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

- 一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 以下 議事日程のとおり

### ○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、  
防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。大村国務大臣。

〔国務大臣大村襄治君登壇、拍手〕

○国務大臣(大村襄治君) 防衛庁設置法等の一部

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法のほか、自衛隊法並びに防衛庁職員給与法の一部改正を内容としております。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊千六百十九人、航空自衛隊七百十二人、計二千三百三十一人増加するためのものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航空機の就役等に伴うものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一は、海上自衛隊の潜水艦部隊の一元的な指揮運用を図るため、司令部及び潜水艦群その他の直轄部隊から成る潜水艦隊を新編して、これを自衛艦隊の編成に加えるものであります。

第二は、航空自衛隊の補給機能を効果的に發揮させるため、各補給処の業務の統制を行う補給統制処を廃止し、これにかわるものとして、各補給処の業務全般の指揮監督を行う補給本部を航空自衛隊の機関として新設するものであります。

第三は、人事管理及び編成上の必要性等から自衛官の階級として曹長を新設するものであります。

第四は、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官二千人を増員するためのも

のであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の階級として曹長を新設することに伴い、曹長について俸給月額を定めるとともに管外手当を支給することができるとするものであります。

以上が防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がございます。順次発言を許します。矢田部理君。

〔矢田部理君登壇、拍手〕

○矢田部理君 私は、日本社会党を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案、いわゆる防衛三法案に強く反対する立場を明確にした上、総理及び関係各大臣に対し質問を行い、その見解と真意をただしていきたいと思います。

初めに、総理の憲法に関する基本的な認識と見解を伺っておきたいと思ひます。

総理は、去る十月二十二日の朝、自民党本部で、「鈴木内閣としては、現行憲法の尊重擁護と自主憲法制定への努力の両面の対応が必要になつてきた」とあいさつしてあります。これは完全な二律背反であります。鈴木総理の本音は、いまは憲法改正はしない、正確に言えばできない、しかし、いずれは自主憲法の制定を行うということであつて、本質的には改憲論者であると考えざるを得ないのであります。いかがでしょうか。改憲論者でないとするれば、総理は、ここで明確に憲法を尊重し擁護することを国会に対して誓うとともに、今後とも改憲はしないということを政治の基本姿勢として鮮明にすべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

ところで、自主憲法制定論の最大の攻撃目標が憲法第九条にあることは、改めて指摘するまでもありません。第九条は、太平洋戦争を初め侵略戦争が自衛の名のもとに行われてきたことを深刻に反省し、侵略的、攻撃的な軍隊はもとより、自衛のために一切の軍隊を保持しないことを内外に宣言したものであります。ところが、その後の動向は、憲法の制定経過、立法趣旨、文理の素直な解釈をもねじ曲げ、自衛のため必要最小限度の実力は保持できる、自衛隊は戦力なき軍隊であるから憲法には抵触しないなど、解釈改憲、憲法の空洞化を事実として推進してきました。そして今日では、自衛力の限度はそのときどきの国際情勢、軍事技術の水準その他の条件により変わり得る相対的なものという見解をとり、政府みずから設定した戦力概念の枠組みすら乗り越え、軍備の無制限拡大の危険を高めています。

そこで、改めて総理の見解をただしたいのは、かねて政府みずから設定した必要最小限度性や専守防衛の枠組みすら今日では有名無実となつていますが、自衛力の限度をどう考えているのかについてであります。

加えて、このようにしても、なおかつ解釈改憲には限界があると考へていられるのでしょうか。軍備の本格的拡大のための改憲論が横行し、現に地方議会においては、総理、あなたの率いる自民党がインシアチブをとって、自主憲法制定促進の決議を強行採決しつつあるのが実情であります。あなたは、自民党の総裁として、また総理として、真に憲法を尊重し擁護するということであるならば、自民党員に対しこれをやめさせるべきだと考えますが、どうなされるか見解を承りたいと思ひます。

第二に、国際情勢をどう認識しているかについて伺いたいと思ひます。

改憲論と軍備拡大論の今日の台頭は、国際情勢に対するさまざまな認識がその背後にあると思ひます。とりわけ、八〇年代半ば危機説やソビエトの北海道侵攻論などがまことしやかに喧伝され、状況を過熱させていることは戒むべきことだと考えますが、総理の現状認識をお聞きしておきたい

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

と思ひます。

その前提として、今日の国際情勢についての認識であります。デタント、平和共存の時代が終えんも、緊張を高めてゐる、さらには冷戦時代に逆行しつつあるという認識に立つておられるのかどうかを伺つておきたいと思ひます。

次に、最近ソビエト脅威論がしばしばわが国の軍力増強キャンペーンの理由として使われておりますが、総理はこの点についてどのように考えておられるのでしょうか。

防衛庁は、脅威とは侵略の意図と能力の両面から見るべきであるとした上、ソビエトは極東における軍力を増強しており、能力の面で潜在的脅威が増大しつつあると見ています。しかし、アメリカの軍力の増強は、能力が高くなつたとしても脅威とは言わないはずであり、単なる能力だけの問題ではなく、相手国に対する評価がそこには当然入ってくるものと考えます。その意味で、ソビエト脅威論は仮想敵国論を前提としてしか成立しないと考えますが、総理及び防衛庁長官の見解をただしておきたいと思ひます。

関連して、わが国の軍備拡大の危険な動きについて二、三の点を指摘しておきたいと思ひます。その一つは、防衛庁が去る八月、護衛艦に魚雷を、戦闘機にミサイルの実弾を装備することを決めた点であります。いまから二年前の七八年当時、防衛庁は参議院でミサイルの搭載について次のように述べています。「平和時には機関砲で対処する、直ちにミサイルを積んで領空侵犯に措置をしなければならぬ情勢とは考えていない」、「この答弁しているのではありません。にもかかわらず、ミサイル等を装備したのは、今日すでに平和時ではないと考えているのでしょうか。」

二つ目は、長距離大量輸送機C130の導入についてであります。この点についても、かつて防衛庁は、「C130は足が長過ぎる、専守防衛のわが国には必要がない」と説明してきたのであります。しかるに、明年度これの六機購入を予定することに

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

になりました。まさに専守防衛の枠を超えたものと言わざるを得ません。しかも、導入の目的は、いわゆる三海峡封鎖のための機雷敷設用であるという見方が強いのであります。これでは、防衛庁の従前の説明に照らしても、情勢についての過剰認識、過剰反応だと言われてもいたしかたありません。防衛庁長官の考え方を伺ひたいと思ひます。

あわせて外務大臣に伺ひます。外交青書は声高に軍備増強を求めておりますが、情勢につきましては防衛庁とはやや認識を異にし、必ずしも脅威増大という見方には立っておりません。また、特に注意を喚起しておきたいのは、アメリカ上院外交委員会あるいは下院議会調査局の報告書であります。いずれも極東における軍事情勢の分析で、「日本はソ連の極東での軍力を過大評価している」とか「日本の軍備の大幅な増強は周辺諸国に脅威を与え、安定を崩すことになる」などと指摘をしている点についてであります。アメリカにおいてこのような分析、見方があるのです。その意味でも脅威の誇張や過大評価は、いたずらに軍備増強の前奏曲に利用される危険が高く、厳に慎むべきであります。政府に對し、状況に対する客観的な認識と冷静な対応を求めるとありますが、総理及び外務大臣の見解を伺ひたいと思ひます。

さらに次には、海外派兵についてお尋ねをいたします。政府は、十月八日、憲法上海外派兵はできないが、派兵と派遣を区別し、武力行使の目的を持たない自衛隊の海外派遣は憲法上可能という新見解を明らかにしました。ここで明確にしておく必要があるのは、自衛隊の守備範囲についてであります。政府の言う自衛隊合憲論の立場に立ちましても、自衛隊はわが国の平和と独立を守り、直接侵略等に對しわが国を防衛することを任務とするもので、他国に出兵しないということがきりぎりの限界であつたはずであります。専守防衛論もまた

にここから出てくるのでありまして、在外邦人の保護や海外資産の保全のため、たとえ武力行使の目的がないとしても、自衛隊が海外に展開することとは憲法上容認できない事態と言わなければなりません。その意味で、政府が示した海外派遣の可否は、単なる政策上の問題ではなく、すぐれて憲法上の課題であり、これを許すことは自衛隊の海外派兵に大きく道を開くものとして、憲法上はもとより、世界の平和と安全にとつてもきわめて危険な道であります。政府の新見解についての再検討を総理及び外務大臣に對して求めていきたいと思ひます。

第三に、防衛庁の中期業務見積もりと防衛予算特別枠についてお聞きしたいと思ひます。去る五月の日米首脳会談でカーター大統領は、「すでに政府内部にある計画を早目に達成しては」とわが国に注文をつけ、大平総理は、「真剣に検討していきたい」と答へた上、それは「五十六年度予算で回答する」と述べたと伝えられております。

一方、防衛庁は、中期業務見積もりは単なる庁内の参考資料であり、政府によつてオーソライズされたものではないと説明しています。国民には詳細を明らかにせず、政府によつても認知されていない参考資料がどうしてアメリカの手に渡されたのでしょうか。しかも、アメリカはこれを日本政府の既定の軍事力増強方針として受けとめ、その繰り上げ達成を首脳会談の主要議題とするなど、事実上五次防衛機能を果たしているのが業務見積もりであります。これでは国民無視、アメリカ優先の軍事方針と言わざるを得ません。総理、このような防衛庁の態度、アメリカとの関係についてどのようにお考えになつてゐるか、見解を承りたいと思ひます。

同時に、五十六年度予算編成に当たり、一般予算は財政破綻を理由に概算要求枠を七・五%に抑えたのに対し、防衛予算だけは九・七%の特別枠をつくつています。これについてただしておきたいと思ひます。

いと思ひます。

その一つは、アメリカの中期業務見積もり繰り上げ達成の要求に押されて、五十六年度予算で回答すると述べた大平発言は、この特別枠によつて裏打ちをした趣旨なのかどうか、防衛庁長官及び大蔵大臣の見解を求めたいと思ひます。

その二は、渡辺大蔵大臣は、要求は要求にすぎず、査定は別だと言つておりますが、本当なのでしょうか。すでに査定についてもアメリカから強い圧力があると言われておりますが、どうでしょうか。今日、財政破綻が大きな病氣となつて重荷となつてゐるにもかかわらず、大蔵大臣、政策実施の優先順位について総合的な検討もしないまま防衛予算についてのみ特別枠を設定するのは納得できないところでありまして、これは、かつて太平洋戦争を初め、わが国は戦争に際しては必ず一般予算とは別に、臨時軍事費特別会計を設けて軍費を調達してきていますが、まさにこの思想と系譜を同じくするものでありまして、断じて認めるわけにはまいりません。総理並びに大蔵大臣の考え方をただしておきたいと思ひます。

その三は、アメリカ大統領選挙でレーガンが勝利しました。そこで、今後アメリカの外交政策がわが国に及ぼす影響について伺ひたいと思ひます。

レーガンと共和党は、国際的に低下したアメリカの威信の回復を余り、わが国に對して性急に防衛力増強など責任の分担を求めて、従来にも増してプレッシャーをかけてくる可能性が強いと考えますが、いかがでしょうか。対米外交の今後の対応をも含めて、総理に答弁をいただきたいと思ひます。

最後に、軍縮について政府の方針をただしたいと思ひます。

今日、国際的な緊張の高まりを背景に、一方では軍備増強の機運が広がりつつあるのも事実であります。他方、軍縮と緊張緩和を求める努力が粘り強く重ねられております。一九七八年五月、從

来、米ソを中心に進められてきた軍縮交渉の停滞にしばしば切らした非同盟諸国の提案で、歴史的な国連軍縮総会が持たれました。この総会では、「真の永続する平和と安全保障は、軍事同盟による兵器の蓄積によつてではなく、国連憲章に規定されている安全保障体制の効果的な実施と、究極的には全面完全軍縮に導く国際的取り決めによる兵器、軍備の質的削減によつてつくり出される」という宣言を採択しました。

また、NATOとワルシャワ条約機構が対峙するヨーロッパにおきましては、まさに死活の問題として、軍縮とデタントへのさまざまな努力が続けられております。欧州正面でならみ合う核軍縮のための独ソ会談、ポーランドから提起をされている、そしてまたフランスがこれにいち早く支持を表明した欧州デタント・軍縮会議の提案、東西間の信頼形成措置の増進、具体化のための努力など、衰弱しつつあるデタントに対して活力を求め、幅広い展開が行われているのであります。

これに対し、わが国の軍縮と緊張緩和に向けた対応はいかにも鈍いと言わざるを得ません。いたずらに脅威をとおし、アメリカや財界の要求に押されて日米軍事同盟の強化や自衛隊の増強に走るのではなく、全面完全軍縮に向けた積極的な具体的な努力を強く政府に求めるものであります。特に、平和憲法と非核三原則を持つわが国は、世界に軍縮を求め、提案できる大きな資格と説得力を持っております。そういう立場で、日本社会党はアジア太平洋非核武装地帯設置構想を進めています。

この点において、政府は、軍縮の条件、方法、プログラムをどのように考えておられるのか、総理及び外務大臣にそれぞれ見解を求めるとともに、そのようなプログラムに基づいて具体的な提案と積極的な行動を起こすことが、防衛三法で軍備力を増強するよりもはるかに大事であり、日本とアジアの平和に大きな貢献をもたらすことを指摘いたしまして、そしてまた防衛三法に……

○議長(徳永正利君) 矢田部君、時間です。

○矢田部(徳永正利君) 重ねて反対の意を表明して、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(鈴木善幸君) 矢田部さんにお答えをいたします。

憲法問題については、今国会において繰り返し申し上げておきますとおり、鈴木内閣においては現行憲法を改正する意思は毛頭持っておりません。また、各閣僚も現行憲法を尊重擁護していくということを明言いたしております。他方、憲法第九十六条は憲法の改正手続を規定しており、憲法改正について議論したり研究したりすることは、もとより憲法第九十九条の憲法尊重擁護義務に反するものでないことはきわめて明確であるわけでございます。したがって、政党が国民の要求にこたえているいろいろな問題を研究し、その一つとして、改憲についても研究することは少しも差し支えないと考えております。

次に、憲法第九十九条の解釈についてお尋ねがありました。憲法第九十九条は、わが国固有の自衛権までも否定したものでなく、この自衛権の行使を裏づける自衛のための必要最小限の自衛力を保持することは同条によって禁止されていないと理解しております。この見解は年来政府の通説であるところであり、したがって、防衛力の整備は、この必要最小限の範囲内で行っているものであつて、歯どめがないとは考えておりません。

次に、改憲の具体的な行動と憲法の遵守義務との関係について御質問がありました。先ほど申し上げましたように、政党などが憲法改正について主張したりあるいはそのための運動を行うことは現行憲法を遵守することと別個の問題であり、憲法第九十九条の尊重擁護義務に違反するものではありません。しかしながら、鈴木内閣においては憲法改正は全く考えておりませんので、そのための具体的な行動をとる考えのないことをはっきり申し上げておきます。

次に、今日の国際情勢についてありますが、まずデタントの問題についてであります。

確かに、最近のソ連の軍力増強及びこれを背景とする第三世界への勢力拡張は、いわゆる東西間のデタントに対する米國を初めとする西側諸国の懸念を深めているものであります。さらに、ソ連のアフガニスタンへの軍事介入は米ソ間の緊張緩和の基礎をなす信頼関係を損ね、米ソ関係の大幅な後退を余儀なくしたことも事実でございます。しかし、他方において、米ソ間においては最近欧州方面における中距離ミサイル交渉が開始されるなど一定の動きも見られ始めております。私は、米ソ間の全面対決により核戦争の危機が増大することは避ける必要があるとの米ソの基本的考え方は変わっており、欧州諸国も基本的には引き続きデタントを維持するとの考えであると認識をいたしております。

次に、国際的な軍事情勢についてであります。確かに、すでに述べましたとおり、アフガン問題を契機として米ソ関係が後退し、また、インドシナ、中東などにおける紛争対立が存在するなど、今日の国際情勢はきわめて厳しいものがございいたします。わが国は、関係各国が具体的な行動をもつてかかる紛争対立の原因を除去するよう努力し、軍縮の促進のために不可欠な国家間の信頼の回復促進に努力することが肝要であると考えております。

次に、ソ連についてであります。最近の極東ソ連軍の急速かつ顕著な増強は明白な事実であります。北方領土における軍備強化もその一環と見られます。このようなソ連軍の動向は、客観的に見て、わが国にとり潜在的脅威の増大であると認められることは従来から申し上げておるとおりでございます。しかしながら、このような認識とわが国がソ連を敵視する、あるいはソ連と対決するといったことは全く別問題であるというところは申すまでもございせん。政府としては、ソ連との間に言うべきは言い、通すべき筋は通すとの基本的立場を堅持しながら、日ソ両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係の確立のため冷静に対処してまいりたいと考えております。

次に、自衛隊の海外派遣についてお尋ねがありました。従来から申し上げておりますように、武力行使の目的を持って自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり憲法上許されないが、武力行使の目的を持たないで自衛隊を他国に派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えております。

なお、憲法上許される場合であっても、自衛隊法上の明文の規定を要することはもちろんであります。

次に、レーガン新大統領の対日政策についてお尋ねがございました。

レーガン次期政権が発足していない現在、新政権の具体的な対日政策を云々することは差し控えたと思ひますが、共和党政綱綱領においても、わが国との関係を重視し、わが国政府との緊密な連絡をとっていく旨明らかにされておられ、また、先般私がブッシュ次期副大統領と会談した際も、同氏は、日米両国間で緊密な協議を行い、問題の解決を図っていく旨述べておられました。

私としても、米國新政権との間では、これまで築き上げた協調と連帯の精神を基礎に十分な話し合いを行い、諸問題の解決を図るとともに、日米間の協力を一層推進していくことが肝要と考えており、そのため引き続きあらゆる努力を続けてまいり所存でございます。

次に、軍縮問題についてであります。わが国は、非核兵器国としての独自の立場から、国連、ジュネーブ軍縮委員会などの国際場裏において、核軍縮を中心とする軍縮の促進を従来より強く訴えてきておりますことは矢田部議員もよく御承知のとおりでございます。わが国は、これまで各国とも協力しつつ、現実の国際関係の中で実現可能な措置を一つ一つ積み重ねるべく積極

昭和五十五年十一月七日 参議院会議録第七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

的に努力してきております。今後とも引き続きこのような努力を重ねてまいらる所存でございます。残余の点につきましては関係閣僚から答弁をいたさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣大村襄治君登壇、拍手〕

○国務大臣(大村襄治君) 矢田部議員の私に對する御質問に對してお答え申し上げます。

まず、國際情勢、特にソビエト脅威論についてお尋ねがございました。

防衛庁といたしましては、従来から國際軍事情勢を冷静かつ客觀的に判斷してるところでございます。何らかの意図を持ってあるとおるといううなことは行つておらないのでございます。

このような中で、近年の極東ソ連軍の顯著な増強と活発な活動は、北方領土への地上軍部隊の配備、空母ミンスク等の極東配備などに見られる太平洋艦隊の増強、SS20、IRBMやバックファイア爆撃機の配備、さらにはベトナムの海空軍基地の常時使用等に示されるように、客觀的事実でありまして、わが国の安全保障にとって潜在的脅威の増大であると受けとめざるを得ないものと考えております。

次に、中期業務見積りについてお尋ねがございました。

これにつきましては、防衛庁といたしましては、中期業務見積りについて、これまでの日米両国の防衛問題に関する意見交換の場におきまして、防衛庁の考え方を述べる際に必要に応じてその概要を説明しておりますが、その内容はすでに防衛庁が公表し、求めに応じて国会議員の先生方にも提出している範囲のものでございます。

米側に対しては、中期業務見積りが防衛庁限りのものであって政府として決定したものでないことにつきましては、繰り返し説明もし、理解も得ているところでございます。したがって、御指摘のような問題はないものと考えている次第でございます。

次に、C130を明年度の概算要求において導入している理由は何であるかというお尋ねがございましたが、現在の航空輸送体制におきましては、わが国に對する外部からの武力攻撃が行われた場合に、人員、装備品等の航空輸送等の任務を達成する上で十分なものがございます。このような不備を是正するため、防衛庁といたしましては、現存の輸送機の中で航続距離、搭載量、価格等を総合的に勘案して、最も適当と判斷されるC130Hを航空自衛隊に今後整備することとしてゐるものでございます。

次に、スクランブル機へのミサイル装備及び護衛艦等への魚雷を装備した理由は何であるかというお尋ねがございました。これについてお答え申し上げます。

外部からの侵略からわが国を防衛することを任務とする自衛隊が平時から有事に即応できる防衛体制を整備しておきまことは、必要かつ重要なことであると考えており、近年この観点から各種の施策を講じてきてゐるところでございます。今回の要撃機へのミサイル搭載、実装魚雷の艦艇への搭載及び航空基地への配備も有事即応体制強化のため行ふことといたしたものでございます。このような措置は、國際的に見て一般的傾向である防衛庁といたしましては考えてゐる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣伊東正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(伊東正義君) お答え申し上げます。

國際情勢の認識等につきましては、総理から御答弁がございましたのと同じでございますから繰り返さぬ次第でございますが、外交の責任というものは、潜在的脅威でございますとか、そういう脅威というものをなくしていくというのが私は外交に与えられた大きな責務だと思つてございまして、外交としましては平和外交ということに徹しまして努力をしております。したがって、それから海外派兵、海外派遣のことにつきましては御質問がございました。

これは総理からお答えになりましたので、憲法との關係はもう繰り返しません。憲法の解釈上認められるということであっても、自衛隊法上はそういう任務は、自衛隊の派遣は認めておらないのでございます。私はこれはやるべきじゃないとはっきり申し上げる次第でございます。ただ、國連の平和維持活動というのは、國連の第一義的な目的の國際平和の維持ということに非常に大きな役割を果たしているわけでございますので、従来も日本では財政面で協力してきたわけでございまして、今後とも財政面の協力と、法令で許されるシビリアンのたとえばお医者さんとかシビリアン活動、法令で許されるということにつきましては、資材の供与でございますとかナミビアの選挙の監視員とかいうことがあるわけでございまして、そういう面では協力してゐる、自衛隊の派遣ということはないというのを申し上げる次第でございます。

それから最後に、軍縮に取り組む態度の御質問がございました。

これも総理からお答えになりましたので簡単に申し上げますが、私は、日本では平和憲法こそ軍縮の哲学のもとだと思つてございまして、國連あるいは軍縮委員会、世界の唯一の被爆國として、日本は核兵器の縮小、軍縮ということについて主張しているわけでございますが、具体的に地下実験の禁止を含めた包括的な核実験の禁止条約というふうなものを初めとして、軍縮措置につきまして今後努力してゐるつもりでございます。軍縮のことは、信頼がなければこれはできません。軍縮のことは、國際的な信頼をお互いが高めたい、相互理解をするというところが大切でございます。これは外交として努力をしてまいらるつもりでございます。八二年にはたしか軍縮の國連の特別総会が行われるわけでございまして、この準備等については日本も積極的に参加していくつもりでございます。(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) お答えをいたします。

矢田部議員から私に二つありまして、一つは、中期業務見積り等が首脳会議の主要議題になつて、それでアメリカから防衛力増強が日本に押しつけられたのではないかと、このことでございますが、アメリカが、わが国の防衛について、その整備に期待を寄せているということは聞いております。しかし、わが国の防衛力の整備というのは、防衛計画の大綱に従ひましてわが国が自主的に判斷をしてやらなければならぬものであります。したがって、そういうことで自主的にやっております。

それから五十六年度の防衛関係費の概算要求枠については、シーリング枠七・五よりも多いじゃないかということでありまして、これはすでに締結されておる条約上の義務の履行に伴つて出てくる経費、これが原則に對して例外とされた、その結果九・七になったのだということであつて、特に米國からの要請を受けて特別扱いをしたというわけではございません。

それからもう一つ、査定ではこれは別扱いしないと言つたが本当かということでありまして、五十六年度の予算編成に当たつて防衛関係費といえども一般の経費と區別することはありません。財政事情、他の経費とのバランスの状況等を考え、真に必要なものしか認めない、徹底した経費の節減合理化を図つてもらうと、そういうような方針で査定をさせるつもりでございます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 衆山昭範君。

〔衆山昭範君登壇、拍手〕

○衆山昭範君 私、公明党・国民會議を代表いたしまして、ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に對し、総理並びに閣僚関係に對し若干の質問を行いたいと思つて、まず初めに、次期米大統領にレーガン氏が選ば



昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

その根拠としては、第一に、有力閣僚の憲法改正発言や愛国心教育発言が次々と飛び出していることが挙げられます。これを党内実力者が援護射撃している現状からしても、その不安は単なる杞憂ではないと思うのであります。

第二の根拠は、国会答弁を無視した形で、戦闘機への対空ミサイル搭載や艦艇への魚雷装備などが実施されていることとあります。もちろん、この件は国防会議にも諮られていないのであります。一方的防衛庁サイドの独断です。したがって、政府内にはおろか党内からささる不満の声が噴出したと伝えられております。まさにシビリアンコントロールの形骸化であります。この際、改めて総理の総合安全保障構想について、国民に納得のいく御説明をお願いしたのであります。

以上の数点について総理並びに関係閣僚の明確かつ具体的な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木善幸君) 衆山さんにお答えをいたします。

まず、レーガン新大統領の対日政策についてお尋ねがございました。

衆山議員も御承知のとおり、共和党は、その政策綱領において、わが国を米国のアジア政策の基軸と位置づけ、わが国政府とも緊密に連絡をとっていく旨明らかにいたしております。また、先般私がブッシュ次期副大統領と会談した際も、同氏は、日米両国間で緊密な協議を行い、問題の解決を図っていきたい旨述べております。私は、レーガン新政権のもとでも、日米関係は、今日まで築き上げてまいりましたところの信頼関係の上に、両国の友好協力関係が一層強化されていくものと期待をいたしております。

なお、レーガン次期大統領のもとでの米ソ関係につきましても、新政権がまだ発足していない現時点で具体的に論ずることは困難であります。レーガン次期大統領もソ連との軍縮交渉の必要性

に言及しており、米ソ間の戦略的安定の確立に努めるという米国の基本的姿勢は新しい政権のもとでも変わらないものと考えます。

次に、レーガン次期大統領のもとでの防衛面での対日姿勢についてお尋ねがございました。

わが国の防衛努力に対する姿勢は、カーター政権の姿勢と基本的には変化がないものと考えております。わが国は平和憲法のもとに自主的な立場からそれなりに防衛努力を行ってきたところでありまして、レーガン次期大統領の側においても十分このことは承知をいたしておるものと存じます。

次に、ソ連についてありますが、政府は、最近の極東ソ連軍の急速かつ顕著な増強という客観的事実に基づき、かかるソ連軍の動向を潜在的脅威の増大と判断しているものであります。他方、必要以上にこれを取りざたしているという点ではありせん。ましてや、これをもってソ連を敵視する、あるいはソ連と対決姿勢を強めるといったことなどは全く考えていないところでございます。

なお、北朝鮮につきましても、ソ連の場合と同列に論じ得るものではないと存じます。

次に、防衛計画の大綱の見直しについて御質問がございましたが、政府は、現在、防衛計画の大綱に従って防衛力の整備を進めておりますが、いまだ大綱に定める防衛力の水準に達していないのが現状であります。したがって、同水準の可及的速やかな達成を図ることが必要であると考えており、いま直ちに防衛計画の大綱を改正することは考えておりません。

中期業務見積もりは、御承知のとおり、防衛庁の内部資料として作成したものであります。最近における国会での御議論などを踏まえ、次のいわゆる五六中業の作成に当たっては、何らかの形で国防会議の議題とするよう努めてまいりたいと考えております。ただ、どういう形で国防会議の議題とするかについては、五六中業の策定段階において、国会での議論や世論の動向など諸般の情

勢を勘案しつつ適正な方途を考えたいと思っております。

防衛費の予算上の取り扱いにつきましては、すでにいろいろの機会に申し上げております。すなわち、別枠扱いするつもりも聖域化するつもりもございせん。他の経費と同様に徹底した経費の節減合理化を図り、真に必要な経費に限って予算計上してまいり所存であります。

また、防衛関係費の総額につきましては、かねてから当該年度の国民総生産の二％に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行うこととしておりますが、現在この方針を変更する考えは持っておりません。

次に、核兵器の保有について御質問がございましたが、政府は、従来から、自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法上禁止されておらず、したがって、その限度の範囲内にとどまるものである限り、核兵器であると通常兵器であるを問わず、これを保有することは憲法の禁ずるところではないとの解釈をとっているところでありまして、しかしながら、憲法上保有を禁じられていない核兵器についても、わが国は非核三原則を固くとし、さらに原子力基本法及び核兵器不拡散条約の規定により一切の核兵器を保有しないこととしておるのであります。

総合安全保障構想についてお尋ねがございましたが、私は、今日の複雑な国際情勢とわが国の置かれてある立場を考えれば、国の安全確保のためには単に防衛的な側面だけでなく、経済、外交を含めた広い立場からの努力が必要だと考えております。このため、外交、経済協力、エネルギー、食糧などの諸施策につきましても、総合的な安全保障の観点から、高いレベルでその整合性を確保することが必要であると考え、国防会議とは別に閣議決定により関係閣僚会議を設置することを念頭に置いて、その具体化について検討を進めておるところでございます。

残余の問題につきましては関係閣僚から答弁を

(拍手)

〔国務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(渡辺美智雄君) 防衛予算の別枠扱いを今後とも継続していきたいということに対して、これを大蔵大臣は了承したかと、了承はいたしません。なぜならば、そんなに長く大蔵大臣をやっているかどうか私はわかりませんが、当面のことだけあります。(拍手)

〔国務大臣大村義治君登壇、拍手〕

○国務大臣(大村義治君) 衆山議員の私に対する御質問に対してお答え申し上げます。

私に対する御質問の趣旨は、憲法上保持できない兵器の範囲はどうかと、そういう趣旨のお尋ねであったかと承知しております。

政府は、従来から自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第九条第二項によって禁じられていないと解しておりますが、性能上もつばら他国の国土の破壊の破壊のためにのみ用いられる兵器についてはこれを保持することが許されないと考えております。

そこで、他国の国土の破壊の破壊のためにのみもつばら用いられる兵器とはどういうものかというお尋ねでございます。たとえばICBM、長距離戦略爆撃機等があるものと考えております。(拍手)

○議長(徳永正利君) 安武洋子君。

〔安武洋子君登壇、拍手〕

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

本法案は、潜水艦隊を創設し、航空自衛隊補給本部を新編成するなど、アメリカの世界戦略、アジア戦略に基づく日米共同作戦体制が一層強化される中で、対米従属、憲法違反の自衛隊を増強しようとするものであります。

第一に伺いたい問題は、米大統領選挙でレーガン氏が勝利したことによる今後の日米関係につい

てであります。

「ベトナム戦争は崇高な大義の戦争」と公言し、  
 (議長退席、副議長着席)

カーター政権の同盟政策を批判してきたレーガン氏は、選挙公約でも一層の軍事同盟強化政策を主張し、特に日本については「アメリカのアジア政策の柱」と位置づけ、「日本の国防努力が大幅に強化されることを強く求める」と述べております。

総理、レーガン次期政権が日本の軍事予算の一層の拡大、日米安保の双務条約化と適用地域の拡大を強く要求してくることは必至と思いますが、あなたはどのように対応するお考えなのでしょうか、所見をお伺いいたします。

第二に、日米安保条約のNATO並み攻守同盟化への策動の問題であります。

八月に行われた日米安保セミナーで、日本側の三原朝雄実行委員会代表は、安保条約の適用範囲の拡大や安保条約の双務条約化の必要性を述べております。政府はこれを黙認されるのでしようか。三原発言に対する政府の見解を求めます。

特に重要な問題は、アメリカの国防報告で、ヨーロッパでの戦争の際、自衛隊が米軍と共同して三海峡を封鎖する行動に出ることを求めていることです。このことは日米安保条約の攻守同盟化への変質の具体的提起であると言わざるを得ません。政府がこれに何ら抗議をしていないことは、こうした要求を事実上容認する重大なことではありませんか。見解を求めます。

政府はアメリカに対し、ヨーロッパや中東で戦争が起きた場合、在日米軍や自衛隊が三海峡の封鎖などの軍事行動をとることは、安保条約上からも、憲法上からも、絶対に認められないことをきっぱりと述べるべきだと思えます。総理並びに外務大臣の見解を求めます。

潜水艦隊の創設は、海峡封鎖やシーレーン防衛を目的とした自衛隊の新たな能力の増強であることは明らかであります。これは五十六年度概算要求で、ミサイル装備を含む艦船の購入費が前年度に比べて二倍化されていること、機雷封鎖能力を持つC130大型輸送機を六機購入することにもあらわれております。これもアメリカの要求に基づくものであります。こうしたアメリカの要求に基づく装備の購入と能力の増強は、まさにアメリカの補完戦力の強化そのものではありませんか。防衛庁長官の答弁を求めます。

次、日米防衛協力の指針、ガイドラインに基づく具体的作業について伺います。  
 日米軍事同盟を事実上攻守同盟化する日米共同作業の具体的な段取りはきわめて重大な段階に入っております。重要なことは、この作業が日米の制敵同士で恒常的に行われ、日米共同演習を通じて実戦的な強化が図られていることとあります。さらに、この制敵レベルの協議がイラン・イラク戦争や中東危機などを念頭に置いて行われていることは、まさに日本の自衛隊が東アジアにおいてアメリカのアジア戦略の肩がわりになるに等しいものとして、このことを意味するものであります。政府・防衛庁は、この危険な日米ガイドラインについて「日米共同作業計画はかなり進んでいる」と答弁しておりますが、総理自身、この共同作業計画の内容の報告を受けておられるのでしょうか、お伺いいたします。

また、これまで進められた共同作業計画作成の作業内容と、ガイドラインで明らかにしている情報、後方支援の作業の経過、実態を明らかにすることを求めるものであります。  
 いま、アメリカの強い要求によって自衛隊の増強と軍事費の急増が鈴木内閣のもとで急速に実行に移されております。アメリカは、来年度防衛予算の最低限九・七増額の完全実施を迫る立場から、大統領選挙終了直後、マンズフィールド駐日大使と鈴木総理との会談を申し入れる方針であると伝えられておりますが、アメリカは会談申し入れの意向を示しているのかどうか。また、米大使が日本の予算編成にまで執拗に介入する理由は一

体どこにあるのか、お伺いいたします。  
 さらに、アメリカの内政干渉的な要求はきっぱりと拒否すべきであると考えますが、あわせて総理並びに外務大臣の見解を求めます。  
 次に、中期業務見積もりについてお伺いいたします。  
 この中期業務見積もりは、防衛庁の訓令でも明らかにするように、五カ年計画を三年ごとに作成し、しかも毎年見直し変更することができ、好きなように増強することができる新しい軍備増強のやり方であります。この中期業務見積もりのもとになる統合中期防衛見積もりや中期業務見積もりの一部である能力見積もりは極秘とされ、全容は明らかに概要さえ国会に明らかにされておりました。  
 総理は、中期業務見積もりを国防会議の議題とすることで格上げを進めようとしておりますが、中期業務見積もりを政府計画にそのまま格上げするつもりなのか、それとも格上げされた新しい軍備増強五カ年計画を国防会議で決定するつもりなのか、明確な答弁を求めます。  
 最後に、私は、米軍への思いやり軍事分担に見られる鈴木内閣の姿勢をたださなければなりません。政府はこれまで、地位協定すら拡大解釈し、米軍基地労働者の労務費の肩がわり分担、隊舎、宿舎の新築提供を行ってきましたが、来年度はさらに軍事支援施設であるシェルトンの新設にまで思いやり予算を組み、新たな負担をふやそうとしております。米軍高官も軍事支援施設と明言しているシェルトンの日本側分担は、これまでの政府答弁を超える全く新しいものではありませんか。これは今後在日米軍の全面的な軍事行動を支える軍事施設の日本側分担に道を開くものであります。日本側が分担するのはいかなる根拠によるものか、明白な答弁を求めます。  
 財政再建の名のもとに、国民に増税や福祉、教育の切り捨ての三重苦を押しつけながら、米軍に

手厚い思いやりをすることは国民をないがしろにするものであり、鈴木内閣の対米従属の姿勢をはっきりと示すものであります。米軍への思いやり分担は一切やめるべきことを要求いたします。  
 私は、自衛隊の増強、日米共同作業体制の強化に反対し、日米安保条約の廃棄、軍事プロックの解消、自主独立、非同盟への国政の転換を強く要求し、私の質問を終わります。(拍手)  
 (国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手)  
 ○国務大臣(鈴木善幸君) 安武さんにお答えをいたします。  
 レーガン次期大統領のもとでの米国の政策を現時点で具体的に論ずることは時期尚早とも考えますが、わが国の防衛に対する米国の姿勢は、カーター政権の方針と基本的には変化がないものと考えております。いずれにせよ、御心配のような日米安保条約の双務条約化あるいは日本の軍事大国化などということは全く考えておりません。この点をはっきり申し上げておきます。  
 次に、日米間の共同作業計画についてであります。これは昭和五十三年十一月に国防会議、閣議に報告、了承された日米防衛協力のための指針に基づいて、現在防衛庁と米軍との間で共同作業計画などの研究作業を実施しているところであります。また、いまだまとまった段階に至っていないことは、事柄の性格上公表することは差し控えたいと存じます。  
 なお、マンズフィールド大使についてであります。近い将来にマンズフィールド大使より私に対し会談したいとの申し入れがあることは承知いたしております。  
 内政干渉云々ということですが、日米両国は日米安保条約に従い、わが国が有事の際に、わが国の防衛のため共通の危険に対して共同して対処すべき立場にあります。かかる共同対処をより効果的に行い得るような態勢を整えるという見地から、わが国の防衛努力に米軍が関心を有する

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

〔国務大臣伊東正義君登壇、拍手〕

ことは自然なことであり、このような観点に立つて、米国は、厳しさを増している最近の国際情勢にかんがみ、わが国が可能な限り防衛努力を強化してほしいとの期待を表明してきておる次第であり、これは内政干渉といった筋合いのものではありません。

他方、わが国の防衛努力は、このような米国の考え方を十分承知の上で、あくまでもわが国自身の自主的判断に基づいて決定すべきものであることは言うまでもありません。この点は米国としても十分理解しているところであります。

なお、わが国の防衛努力につき米側に約束したというものはなく、また、米側より具体的数字に言及しての要求といったものは現在ございません。次に、いわゆる中業の取り扱いについてであります。

中期業務見積もりは、御承知のとおり、防衛庁限りの内部資料として作成されたものであります。最近におけるシビリアンコントロールについての国会での御議論なども踏まえ、次の五六中業の作成に当たっては、何らかの形で国防会議の議題とするよう努めてまいりたいと考えております。ただ、どういった形で国防会議の議題とするかについては、五六中業の策定段階において、国会での議論や世論の動向など諸般の情勢を勘案しながら適正な方途を考えてまいりたいと思っております。

最後に、軍事支援施設への思いやり予算についてお尋ねがありました。日米安全保障体制の堅持を防衛の基本方針としておるわが国としては、日米安保条約及び地位協定に定められたわが国の責務を積極的に遂行し、米軍の駐留を効果的かつ円滑ならしめることが肝要であると考えており、この観点に立つて対処してまいる所存であります。

残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

○国務大臣(伊東正義君) 安武さんにお答え申し上げます。

マンズフィールドさんの名前が出まして、防衛予算の問題等出ましたが、総理からお答えになったとおりでございます。亡くなりました大平総理がカーターさんにお会いして話が出ましたときにも、日本が防衛の問題についてどういふふうなことが出来るかという話は真剣に取り組むという抽象的なことを申したのでございます。私も先般アメリカに行きましたときにマスキーさんあるいはブラウンさん等に会しまして、いろいろ話が出たのでございますが、そのときも向こう側からその問題は日本で決められる問題だということが頭について話が出ました。私も、どういふ防衛努力をするかという話は、これは日本が国民の皆さんのコンセンサスを得て自主的に判断することだということを常にどの場合でも主張したのでございまして、これはあくまでも自主的に日本が考えていくことだというふうに考えておる次第でございます。

もう一点、日米安保条約の運用についての御質問があったわけですが、米軍は、わが国の安全に寄与するということ、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するということ、これは目的でございます。その場合に、わが国において施設区域を使用することが認められておるわけでございます。

それで、極東に対して武力攻撃が行われる、あるいは極東区域の安全がその周辺の事情のために脅威にさらされるというような場合には、米軍の行動はこれは極東区域に局限されないというところは、従来答弁をしておりでございます。なお、米軍が戦闘作戦行動のために基地、施設区域を使うという場合には事前協議が行われることになっております。これは先生御承知のこととおりでございまして、あくまでも日本と、そして極東における、こういう制限があるわけでございます。

もう一点、先生がおっしゃいました三海峡の封鎖の問題でございますが、日本以外の地域から来る米軍であるかどうかというのを問わず、米軍による三海峡封鎖ということが具体的にいかなる場合にどのような形で行われるかということ、また、これがいかなる場合に認められるかというふうな問題につきましては、これはあらかじめ仮定の事態を抽象的に設定しましてこれを議論するということとは、私は困難なことじゃないかというふうに思っております。いずれにしろ、三海峡の封鎖というふうなことは、これは非常に有事の本来に重大な問題でございます。その場合には日本は、これは国益を守るといふ見地に立ちまして、政府として慎重にこの問題は判断し対処していくこととでございます。

〔国務大臣大村襄治君登壇、拍手〕

○国務大臣(大村襄治君) 安武議員の私に対するお尋ねに対してお答え申し上げます。

議員のお尋ねの第一は、ヨーロッパなどの有事の際、日本への直接の攻撃がなければ自衛隊は三海峡の封鎖など軍事行動ができないことを明らかにせよ、また、海峡封鎖などのための装備購入をやめよと、こういう御趣旨であったと思っております。そこで、自衛隊といたしましては、わが国に對する外部からの武力攻撃またはそのおそれのある場合に際して、わが国を防衛するため必要がある場合に自衛隊法第七十六条の防衛出動を命ぜられることとなっております。わが国の防衛と直接関係なくヨーロッパや東アジアにおいて武力紛争が生じたことだけで自衛隊が同条の防衛出動を命ぜられることがないことは言うまでもないところでございます。

また、お尋ねの五十六年度概算要求中の護衛艦のミサイル装備やC130輸送機の調達の問題は、もっぱら自衛のための装備改善の必要に基づいて要求したものでございます。したがって、これを

れを取りやめる考えは持っておりません。

次に、第二のお尋ねは、共同作戦計画作業の経過と実態を明らかにせよという趣旨の御質問でございます。これにつきましては、第十七回日米安全保障協議委員会です。防衛、国防会議、閣議に報告し、了承されました日米防衛協力のための指針に基づいて、現在防衛庁と米軍との間で共同作戦計画等の研究作業を実施しておりますが、まだまとまった段階に至っておりません。

なお、公表せよというお話でございましたが、本研究作業のものになっております日米防衛協力のための指針そのもの、及びこの指針に基づく作業方針等については、すでに一昨年の段階でかなり詳細にわたり公表しているところであります。また、自衛隊と米軍の共同作戦計画を中心とする研究という事柄の性質上、さらには相手方もあることから公表は差し控えたいと考えております。

中期業務見積もりについてお尋ねがございましたが、総理大臣から明快な御答弁がございましたので重複は避けさせていただきます。

また、シエラレーなどの軍事支援施設への思いやり予算はいかなる根拠によるかと、こういうお尋ねがございましたが、米軍に提供される施設区域の整備は地位協定第二十四条第二項の規定に基づき行われるものでございます。総理からも御答弁がございましたとおり、日米安全保障体制の堅持を防衛の基本方針としておりますわが国といたしましては、在日米軍の駐留が効果的かつ円滑に行えることが出来るようできるだけの協力をするべきであるとの観点に立つて、昭和五十六年度においても昭和五十五年度に引き続き提供施設の整備を積極的に進めたいと考えておる次第でございます。

〔木島則夫君登壇、拍手〕

○木島則夫君 私は、民社党・国民連合を代表いたしまして、先ほど趣旨説明のございました防衛

庁設置法等の一部を改正する法律案についてた  
すことにいたします。

言うまでもなく、平和と安全を確保することは国家の存立にかかわる重要な政治課題であり、各国ともその確保のために心血を注いでおります。そして、平和と安全を確保する最も重要な柱が防衛政策であることは世界の現実であり、常識でもあるわけであります。われわれ民社党は、平和と安全の確保こそ福祉国家を築く上での大前提であるという立場に立って、これまでも国会における安全保障委員会の設置など防衛問題に対する国民の合意づくりに野党といえども積極的に取り組んでまいりました。しかし、わが国政を見ますと、安全保障、防衛問題の論議のされ方は、実態を離れた幻想的な平和論が一方で展開され、国家の安全を強調する立場から無原則な軍事力の増強を主張するといった、両極に立った不毛の論議がなされ、安全保障、防衛問題についての国民の共通の広場をつくらうという目標からは、はるかに離れたところでの議論であったことはまことに遺憾であります。

さらに、政府は、国民や国会に對し、わが國を取り巻く軍事情勢やわが國の自衛力の実態を示そうとせず、事なかれ主義の態度をとりながら、緊迫した國際情勢に伴う外圧に便乗して、なし崩しの自衛力の整備を図ってきました。しかし、いまやわが國を取り巻く國際情勢は、こういつた対応が許されない厳しい状況になっております。われわれは、いまこそ世界平和を前進させる具体的な行動を推し進めるとともに、厳しい國際情勢に目を背けることなく、現実を踏まえた具体的な政策をもつて防衛問題に取り組んでいかなければならない、こう考えております。

私は、こういった立場に立って以下の諸点をた  
だしていきたいと思います。

第一に、さきに行われました民社党と自民党との党首会談において私どもが提起をした自衛力整備のための基本原則についてであります。

この会談で佐々木委員長は、厳しい国際情勢のもとでわが国の防衛問題はいまや重大な選択の時期を迎えている、この情勢のもとで自衛力の整備を図ることは必要であると述べるとともに、その整備は、国民のコンセンサスを求めながら平和戦略の推進、つまり米ソの核軍縮を日本が強く要求し、南北問題解決のための開発途上国への援助強化など、一、平和戦略の推進、二、現行憲法の枠の中で進めること、さらに財政上の制約を十分に配慮をするという三つの条件を厳しく付した上で、行うことを提起したものであります。政府は、この三つの条件を前提とすることにともや御異存はないと思いますけれども、確認を込めてお伺いをするものであります。

第二に、世界平和の確立についてであります。言うまでもなく、最大の安全保障は世界平和の確立であり、日本としてもその実現のために全力を尽くすべきであります。そこで、まず、いまや大きく後退をしてしまった米ソのデータンの修復について、政府としてはどのような見通しを持っておられるか。また、日本として、そのために何をなし得るとお考えになっているか、具体的に指示をお願いします。

次に、南北問題の解決についてであります。世界の安定のためには南北問題の解決が急務です。このため政府としても、わが国の政府開発援助を拡充するために、各先進諸国がつくっているような中期的な視野に立った援助プランを策定すべきであると提唱をいたしますが、その意思をお持ちかどうか、確認をいたします。

次に、対ソ關係について伺います。

ソ連はわが國に隣接する超大国であり、アフガニスタンへのソ連軍の侵攻、極東におけるソ連軍の増強、さらには北方領土への顕著なソ連軍の配備など、わが國の平和と安全に重大な影響を与えております。政府は今後の対ソ外交をどう進めていくお考えか。また、日ソ關係はソ連がどのような状況になれば修復できると考えるか。さらに、

レーガン政権のソ連に対する強硬外交といった新しい展開も予想される中で、具体的に御提示をしていただきたいと思います。

次に、軍縮の問題についてであります。

世界平和の確立のためには、軍縮、とりわけ核軍縮を進めることが急務であります。政府はこの問題について日本がどのように貢献すべきであるとお考えになっているか。また、レーガン氏がアメリカの大統領に選出されたことによりまして、SALTⅡの批准問題を初め、アメリカが打ち出そうとしている新たな外交、防衛政策についてどのような見通しと姿勢をお持ちか伺いたい。

日米関係の基本についてはカーター政権とさして差異はないという、基本は変わりはないと思いますが、新政権との接触が必要であらうと思います。いつになるか、日米首脳会談についての見通しについてもこの際はっきりと触れていただきたいと思います。

第三は、自衛力の整備についてであります。現在の国際情勢のもとで、わが国の平和と安全を確立するためには厳しい条件をつけた自衛力の整備が必要であることは先ほどから申し述べてまいりましたが、その基本とも言うべき防衛計画の大綱は、いわば脱脅威論に立っており、本来対象となるべき脅威を考へておりません。

そこで、防衛計画の大綱の見直しについて伺いたい。米ソのデタントと没脅威論を前提とした現在の防衛計画の大綱を見直し、現在の国際情勢を踏まえたものに改めるべきであると思うが、政府はどのようにお考えになっておりますか。

次に、シビリアンコントロールに関連して、国防会議の改組、拡充強化について伺います。

現在の形骸化してしまつた国防会議を総合的な立場から安全保障全般を協議をする最高機関とすべきであると民社党は考えておりますが、政府のほうをお考えを伺いたい。また、総理の提言された総合安全保障会議について、その任務、性格、構成などとは一体どのようなものになるのか、国防会議と

の関係はどうなるのか、構想をお示し願いたいと思います。

なお 国会の安全保障委員会において実のある  
論議ができますように、政府も資料の提出など最  
大限の便宜を提供し、国民の意思に基づいた防衛  
政策の確立を図るべきであることもこの際強調を  
しておきたいと思ひます。

最後に、自衛隊の欠陥は正について伺います。奇襲対処能力の欠如を初め、各方面から指摘をされている自衛隊の欠陥について、政府としては具体的にどのような正をしていくか、お伺いをいたします。

以上の諸点について、総理並びに関係各大臣の誠意ある、かつ明確な御答弁をいただき、実態に即した実のある防衛論議でありますように強く要望をして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣鈴木善幸君登壇、拍手〕  
○国務大臣（鈴木善幸君） 木島さんにお答えをいたします。

先般の自由民主党と民社党の党首会談において、民社党から、自衛力整備の基本的立場として、平和戦略の推進、憲法の枠内、財政事情の配慮の三点が述べられました。政府としては、自衛力の整備について、平和憲法のもと、非核三原則を国是とし、専守防衛に徹し、決して軍事大国にならないという基本方針を堅持しておるところであります。民社党の示した三条件と共通の認識の上に立つものでございます。

次に、米ソ間のデタントの問題についてであります。

いわゆるデタントの進展のためには東西間の良好な信頼関係がなくてはなりません。したがって、米ソ間のデタント修復にはなお時間を要するのでは考えられますが、他方、最近米ソの間においては欧州方面における中距離ミサイルについての交渉開始など一定の動きが見られることも事実であります。また、レーガン次期大統領の戦略問題に

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

閣する政策については、新政権がまだ発足してない段階で見通しを述べることは困難であります。米ソ間において戦略的安定を求めるとの基本的考え方は引き続き維持されていくものと考えます。

わが国としても、米ソを中心とする東西関係が改善されることを強く希望しており、現在、米ソ関係の後退の原因の一つになっているアフガニスタン問題等の解決のためにも、米ソ、西諸国とも協調しつつ、その国際的地位にふさわしい役割りを積極的に果たしていくと考えています。

なお、日米首脳会談についてお尋ねがございましたが、私も日米相互の間の都合のつく時点を話し合いによって選定いたしました。できるだけ早い機会に日米首脳会談を図り、両国の友好関係の発展をさらに一層強めてまいりたいと考えております。

開発途上国に対する援助の問題についてお尋ねがございました。

わが国は、政府開発援助を拡充するため三年倍増の中期目標を掲げて、その確実な達成を目指して現在努力しております。三年倍増の中期目標は本年確実に達成される見通しであります。政府といたしましては、今後ともこのような積極的な姿勢を維持し、当面はわが国の援助水準を速やかに先進国の水準まで高めることを目指して努力してまいりたいと存じます。

次に、対ソ外交についてありますが、ソ連はわが国にとり重要な隣国の一つであり、対ソ外交はわが国の対外関係の中でも重要なものの一つであると考えております。不幸にして、今日の日ソ関係は、アフガニスタン問題や北方領土軍備強化など、ソ連側の行動に起因して厳しい局面を迎えておりますが、このようなきわめて遺憾な事態に對しては、政府は、基本的立場を堅持し、言うべきことは言い、通すべき筋は通すとの一貫した態度で臨んでおります。いずれにいたしましても、このような状況にかんがみれば、わが国の方から

いわゆる対ソ修復論を唱えることは筋が通らず、国民の納得を得ることはとうてい困難であると考えております。もとより政府としては、ソ連との間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを望むものであります。過般の私の所信表明でも述べましたとおり、日ソ関係発展への道を開く環境をつくるためにも、ソ連側においてその誠意を具體的行動をもって示すことを強く期待するものであります。

軍縮の問題につきましましては、わが国は、非核兵器国としての独自の立場から、国連、ジュネーブ軍縮委員会などの国際場裏において、核軍縮を中心とする軍縮の促進を核兵器国に対し引き続き強く訴えてまいり所存でございます。

レーガン新政権の外交、防衛の面での具體的政策について予測を申し上げることは差し控えたいと存じますが、今後米國を取り巻く国際環境の基調に変化が生ずることが予想されず、また、レーガン次期大統領の外交、防衛に関する発言は、その基本的態度においてカーター大統領の考えと非常に大きな差異があるとは思われないことから、現政権の政策から著しく転換することはないものと考えております。いずれにせよ、日米協定の重要性は変わらず、わが国としては、新たな指導者を得ることとなった米國と協力しつつ、今後世界平和のためできるだけの努力を払ってまいり所存でございます。

次に、防衛計画の大綱を見直せとの御意見であります。昭和五十一年に策定した防衛計画の大綱は、わが国周辺の軍事能力を念頭に置いた上で、わが国が保有すべき防衛力の機能、規模などについて定めていたものであり、大綱が、脅威を無視して整備すべき防衛力を定めているというところはございません。

なお、御指摘のように、大綱を策定した当時と比べて、米ソ関係が現在後退していることは事実であります。関係改善の努力も続けられており、現在、わが国に対し差し迫った侵略の脅威が

生ずるような情勢に変化したとは考えておりません。わが国の防衛力は、いまだ防衛計画の大綱に定める水準に到達していない状況であり、したがって、同水準の可及的速やかな達成を図ることが必要であると考えており、いま直ちに防衛計画の大綱を改正する考えは持っておりません。

国防会議を安全保障政策全般を協議する機関とすべきであるという御主張がございましたが、国防会議につきましましては、本島議員御承知のとおり、現在、国防に関する重要事項を審議する機関となっており、しかしながら、私は、わが国の安全は国防会議に関する側面のみならず、経済、外交を含めた広い立場からの努力が必要であると考えております。このため、外交、経済協力、エネルギー、食糧などの諸施策につきましまして、総合的な安全保障の観点から、高いレベルでその整合性を確保することが必要であると考え、国防会議とは別に、閣議決定により関係関係会議を設置することを念頭に置いて、その具体化について検討しているところであります。

なお、国防会議につきましましては、さしあたりその機構の改組が必要とは考えておりませんが、今後の運用につきましましては、必要に応じて一層の充実と努めてまいり所存でございます。

残余の点につきましましては所管大臣から答弁をいたさします。(拍手)

〔国務大臣伊東正義君登壇、拍手〕

○国務大臣(伊東正義君) 答え申し上げます。総理から詳細に御答弁がありましたので、私は一、二点だけ申し上げます。

南北問題で、政府開発援助の問題でございますが、総理からおっしゃったように、こととして三年倍増の中期目標達成が必ずでございますので、五十六年度の予算を大蔵省と折衝するわけでございますが、その際、さらにまた三年か五年かの中期目標はぜひつくりたいというふうに思っておるわけでございます。

それから対ソ関係でございますが、総理からも

御答弁がありましたので特につけ加えることはないのでございますが、ソ連は重要な隣国の一つでございますので、何としても相互理解のもとで安定的な友好関係を続けるということが必要だということとはよくわかります。

グロムイコ外相と会談をしましたときにも、最後に、お互いにそういう関係になるように努力しようというところで握手をして別れたのでございすが、その後、イズベスチヤ紙に昭和三十一年の日ソ共同宣言が載ったのでございします。あの中には領土問題も含まれております。また、それと前後して出ました松本・グロムイコ交換公文という中にも領土問題があるわけでございします。私も、何としても領土問題の解決を含んだ平和条約ができますように最善の努力をいたしたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣大村襄治君登壇、拍手〕

○国務大臣(大村襄治君) 本島議員の私に対するお尋ねは、奇襲対処能力の欠陥を初め、各方面から指摘されている欠陥について、政府として具体的にどのようには正していかか、その考え方を示せという御趣旨であったと思ひます。

政府といたしましては、防衛計画の大綱に基づき、限定的かつ小規模な侵略については原則として独力でこれを排除し得る体制を整えようとの考え方のもとに防衛力の整備に努めてきたところでございします。防衛力の現状について見ますと、全般的にまだ防衛計画の大綱に定められた防衛力の水準に達していないほか、陸上装備、艦艇、航空機等の装備の老朽化、即応体制の不備、機種等の抗たん性の不足、弾薬備蓄の不足等による継続能力の不足等、種々の問題を抱えております。これらの不備の是正はいずれもわが国の防衛力整備上きわめて重要であり、防衛庁としては今後とも可及的速やかにその実施を図っていく必要があると考えているところでございします。

このため、具体的には装備の更新、近代化等を進めるとともに、中央指揮システム等の整備等によ

る即応体制の整備、航空機用掩体、基地防空用火器等の整備による抗たん性の向上、各種弾薬の備蓄の拡充等による継続能力の向上、三自衛隊の統合演習等による統合運用体制の充実等に努力してまいりたいと考えております。

また、御指摘のありました奇襲対処及び有事法制の問題につきましても、その重要性につきましても十分認識しておりますので、目下鋭意検討を行っている最中でございます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋山長造君) 日程第一 千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長秦野章君。

審査報告書  
千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件  
右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月六日  
外務委員長 秦野章  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この規約は、開発途上国の食糧問題の解決に資するため、開発途上国に対し食糧援助を行うことを目的とするものであつて、千九百七十一年度の食糧援助規約に代わるものである。我が国がこの規約の当事国となることは、開発途上国における慢性的な食糧不足を緩和するための国際協力に引き続き貢献する見地から有益であると思われ、妥当な措置と認めた。

昭和五十五年十一月七日 参議院会議録第七号

一、費用  
昭和五十五年度予算に、援助義務を履行するために必要な経費として九十五億円が計上されている。

千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十一月四日  
衆議院議長 福田 一  
参議院議長 徳永 正利殿

千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

千九百八十年の食糧援助規約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百八十年の食糧援助規約

第一部 目的及び定義

第一条 目的

この規約は、国際社会の共同努力により、かつ、この規約の定めるところにより、開発途上国に対し人間の消費に適する小麦その他の穀物の形態により毎年一千万トン以上の食糧を援助するという世界食糧会議の目標の実質的な達成を確保することを目的とする。

第二条 定義

(1) この規約の適用上、

(a) 「c.i.f.i.」とは、保険料及び運賃込みをいう。

(b) 「委員会」とは、第五条に規定する食糧援助委員会をいう。

(c) 「事務局」とは、国際小麦理事会の事務局をいう。

(d) 「f.o.b.」とは、本船渡しをいう。

(e) 「穀物」とは、別段の定めがある場合を除く

ほか、次条(1)の規定に従うことを条件として、小麦、大麦(裸麦を含む)、とうもろこし、オート、ライ麦、ソルガム若しくは米又はこれらを原料とする産品(二次加工をした産品を含む)で手続規則に定義するものをいう。

(f) 「加盟国」とは、この規約の締結国をいう。

(g) 「事務局」とは、国際小麦理事会の事務局をいう。

(h) 「トン」とは、千キログラムをいう。

(i) 「年度」とは、別段の定めがある場合を除くほか、七月一日から六月三十日までの期間をいう。

(2) この規約において「政府」といふときは、欧州経済共同体を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言といふときは、欧州経済共同体については、その権限のある当局が欧州経済共同体の名において行ふ署名及び暫定的適用宣言並びに欧州経済共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第三部 主要規定

第三条 国際食糧援助

(1) 加盟国は、開発途上国に対する食糧援助として、前条(1)(e)の穀物のうち人間の消費に適するものであつて受け入れられる銘柄及び品質のもの少なくとも(3)に定める年間量又はこれらに代わる現金を提出することを合意する。

(2) 加盟国による提出及び受益国による自国の必要とする援助についての見積りは、受益国が自国の開発計画につきこの規約の各年度における食糧援助の見込量を考慮に入れることができるよう、可能な最大限度まで計画的に行われる。更に、加盟国は、贈与の形態により行ふ提出の量を可能な限り明示するものとする。

(3) 第一条の目的を達成するための各加盟国の年間最小提出量は、次のとおりとする。

| 加盟国            | トン        |
|----------------|-----------|
| アルゼンティン        | 三五、〇〇〇    |
| オーストラリア        | 四〇〇、〇〇〇   |
| オーストリア         | 二〇、〇〇〇    |
| カナダ            | 六〇〇、〇〇〇   |
| 欧州経済共同体及びその構成国 | 一、六五〇、〇〇〇 |
| フィンランド         | 二〇、〇〇〇    |
| 日本国            | 三〇〇、〇〇〇   |
| ノルウェー          | 三〇、〇〇〇    |
| スウェーデン         | 四〇、〇〇〇    |
| スイス            | 二七、〇〇〇    |
| アメリカ合衆国        | 四、四七〇、〇〇〇 |

(4) この規約の実施上、第十六条(2)の規定に従つてこの規約に加入した加盟国は、同条の関係規定に従つて定められる当該加盟国の最小提出量とともに(3)に掲げられているものとみなす。

(5) 提出の全部又は一部を現金の形態により行ふ加盟国については、当該加盟国について定められた量又は当該加盟国が穀物で提出しない部分についての量の評価は、小麦の実勢市場価格により行ふ。この(5)の規定の適用上、委員会は、毎年、前暦年の各月についての小麦の平均価格を基礎として、翌年度についての実勢市場価格を決定する。委員会は、各月についての小麦の平均価格を決定するため手続規則を制定する。

委員会は、実勢市場価格の決定に当たり、各年についての平均価格に係る著しい上昇又は下落に妥当な考慮を払ふ。

(6) 委員会は、小麦以外の穀物による加盟国の提出量のうち約束され又は船積みされた量を評価するため、産品にあつては穀物含有量を、当該小麦以外の穀物にあつては小麦に対する商業上の価値を適宜考慮して、手続規則を制定する。

(7) この規約に基づく食糧援助は、次のいずれかの方法で行ふことができる。

(a) 穀物の贈与又は受益国のための穀物の買入れに充てられる現金の贈与

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めるの件

一五〇

(b) 受益国の通貨との引換えによる売渡し。ただし、当該通貨は、移転することができず、かつ、当該輸出加盟国が使用する他の通貨に交換すること並びに当該輸出加盟国が使用する物品及び役務の支払に充てることができること(注)。

注 例外的な事情がある場合には、十パーセントを超えない範囲でその免除が認められる。

(c) 信用供与による売渡しであつて、支払が二十年以上の期間にわたる受当な年賦及び世界市場における通常の商業的な利率を下回る利率により行われるもの(注)。

注 信用供与による売渡しに関する取極には、穀物の引渡し時における供与額の十五パーセントまでの支払について規定することができる。

もつとも、援助は、特に後発開発途上国、一人当たりの所得の低い国その他重大な経済的困難に直面している開発途上国に対する場合には、可能な最大限度まで贈与の方法により行われるものと了解される。

(8) (7)の規定による穀物の買入は、この規約及び効力を有している小麦貿易規約の加盟国から行うとともに、これらの双方の規約の加盟国である開発途上国の輸出又はこれらの開発途上加盟国における加工を促進するため、これらの開発途上加盟国から優先して買入を行う。また、穀物の買入に当たっては、相当な部分を開発途上国から買入れることを一般的な目標とするともに、この規約の開発途上加盟国からの買入を優先させる。すなわち、第一文及び第二文の規定は、これらのいずれの規約の加盟国でもない開発途上国からの穀物の買入を排除するものではない。この(8)の規定による買入に当たってはすべて、品質、*o.p.m.*、価格による利点及び受益国への迅速な引渡しの可能性並びに受益国自体の特定の要求に対して特

別の考慮を払う。現金拠出は、原則として、いかなる年度においても、いずれかの国が二国間又は多国間間の食糧援助として同一の年度に受領した穀物又は前年度に受領し、なお使用している穀物と同一銘柄の穀物を当該いずれかの国から買入れるために使用してはならない。

(9) (7)及び(8)の規定による援助に係る取引は、国際連合食糧農業機関の余剰処理の原則及び指針に明示された関心事項に適合する方法で行う。

(10) 加盟国は、穀物の形態による拠出を $o.p.m.$ によつて行う。

(11) 拠出国が $o.p.m.$ 価格に加えて輸送費を負担する場合には、輸送費は、(3)に定める年間最小拠出量を超えたこの規約に基づく現金拠出とみなされる。

(12) 加盟国は、この規約に基づく自国の拠出に關し、一又は二以上の受益国を指定することができる。

(13) 加盟国は、国際機関を通じて又は二国間援助の形式で拠出を行うことができる。もつとも、加盟国は、食糧援助のうちより大きな部分を多国間機関(特に、世界食糧計画)を通じて行うことの利点に十分な考慮を払うものとし、その他の場合には、世界食糧計画の食糧援助政策計画委員会が承認する食糧援助のための指針及び基準に従つて行動する。

(14) 加盟国は、いずれかの年度においてこの規約に基づく自国の義務を履行することができなかつた場合には、次の年度において、当該いずれかの年度における残余の履行されなかつた量に相当する量の約束量又は船積量を適宜増加する。

第四条 緊急の必要のための特別規定  
いずれかの年度において食糧用の穀物のかんりの不作が所得の低い開発途上国において全体として生じた場合には、委員会の議長は、事務局長から受領した情報を検討した上、不作の重大性について検討するため委員会を招集する。委員会は、

加盟国が食糧援助に利用可能な量を増加させることにより事態に対処すべきであることを勧告することができる。

第五条 食糧援助委員会  
この規約のすべての締約国で構成する食糧援助委員会を設置する。委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

第六条 委員会の権限及び任務  
(1) 委員会は、次のことを行う。

(a) この規約に基づいて加盟国が行う拠出の量、内容、方法及び条件に關して加盟国が提出する定期報告を受領すること。

(b) 開発途上国からの穀物の買入に關する第三三条(8)の義務を特に考慮に入れて、現金拠出による資金で行われる穀物の買入を常に検討すること。

(c) この規約に基づく義務がどのように履行されたかを検討すること。

(d) この規約に基づく食糧援助措置の実施に關する情報、特に、入手可能なときは、受益国における食糧生産に及ぼす影響に關する情報を定期的に交換すること。

委員会は、必要な場合には、報告を作成する。

(2) 第四条の規定並びに(1)(c)及び(d)の規定の適用上、委員会は、受益国から情報を受領し及び受益国と協議することができる。

(3) 委員会は、この規約の実施のために必要な手続規則を制定する。

(4) 委員会は、この条に定める権限及び任務のほか、この規約の実施のため、必要なその他の権限を有し、かつ、必要なその他の任務を遂行する。

第七条 所在地、会期及び定足数  
(1) 委員会の所在地は、委員会が別段の決定を行わない限り、ロンドンとする。

(2) 委員会は、少なくとも二年一回、国際小麦理事会の通常の会期の時に会合する。委員会は、また、議長が決定するその他の時期に、三の加盟国が要請するときに又はこの規約の定めるところに従つて会合する。

(3) 委員会のいかなる会合においても、委員会を構成する加盟国の三分の二の代表が出席していなければならない。

第八条 決定  
委員会の決定は、意見の一致によつて行う。

第九条 オブザーバーの参加  
委員会は、適当な場合には、他の国際機関であつて国際連合又はその専門機関の加盟国政府のみが加盟することのできるものの事務局の代表が委員会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第十条 運用規定  
委員会は、その必要とする事務(資料及び報告の作成及び配布に關する事務を含む)の遂行のため、事務局の役務を利用する。

第十一条 不履行及び紛争  
この規約の解釈若しくは適用に關する紛争又はこの規約に基づく義務の不履行がある場合には、委員会は、会合して適当な措置をとる。

第三部 最終規定  
第十二条 署名  
この規約は、千九百八十年三月十一日から四月三十日まで、ワシントンにおいて、第三條(3)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第十三条 寄託政府  
アメリカ合衆国政府は、この規約の寄託政府とする。

第十四条 批准、受諾又は承認  
この規約は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十年六月三十日まで寄託政府に寄託する。もつとも、有効期間の延長がされた千九百七十一年の食糧援助規約に規定する委員会又はこの規約に規定する委員会は、同日までに批准

書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

#### 第十五条 暫定的適用

署名政府は、この規約の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締結国政府とみなされる。

#### 第十六条 加入

(1) この規約は、第三条(3)に掲げる国の政府であつてこの規約に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百八十年六月三十日まで寄託政府に寄託する。もつとも、有効期間の延長がされた千九百七十一年の食糧援助規約に規定する委員会又はこの規約に規定する委員会、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(2) この規約は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会の適当と認める条件に基づく第三条(3)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

(3) (1)又は(2)の規定に従つてこの規約に加入する政府は、加入書を寄託するまでの間についてこの規約の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの規約を適用するものとし、暫定的にこの規約の締結国政府とみなされる。

#### 第十七条 効力発生

(1) この規約は、第三条(3)に掲げる国の政府が千九百八十年六月三十日までに批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託してあり、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、千九百八十年七月一日に効力を生ずる。

(2) この規約が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、この規約が当該政府の間で効力を生ずることができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

(1) この規約は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、千九百八十年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

#### 第十八条 有効期間及び延長

(1) この規約は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが千九百八十年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

(2) 千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間が更に延長される場合又はこれに代わる新たな小麦貿易規約が効力を生ずる場合には、委員会又は、有効期間の延長がされた千九百七十一年の小麦貿易規約の延長に係る期間、又はこれに代わる新たな小麦貿易規約が失効する時まで、この規約の有効期間を延長することができる。有効期間の延長がされたこの規約に参加することを希望しない加盟国は、この規約の有効期間の延長がされる時に、寄託政府に対して書面による脱退の通告を行うことによりこの規約から脱退することができる。脱退する加盟国は、その旨を委員会に通報するものとするが、この規約に基づき義務で履行がされなかつたものは、免除されない。

第十九条 この規約と有効期間の延長がされた千九百七十一年の国際小麦協定との関係

この規約は、有効期間の延長がされた千九百七十一年の食糧援助規約に代わるものとし、有効期間の延長がされた千九百七十一年の国際小麦協定の構成文書の一とする。

#### 第二十条 正文

この規約は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証書を交付する。以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの規約に署名した。

#### 「案野章君登壇、拍手」

○案野章君 ただいま議題となりました一九八〇年の食糧援助規約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この規約は、これまで五回にわたって延長されてまいりました一九七一年の食糧援助規約にかわるものでありまして、開発途上国に対し、毎年、合計七百五十万二千トンの穀物またはこれにかわる現金を援助すること等について定めたものであります。わが国の援助義務量は三十万トンであります。

なお、この規約は、すでに本年七月一日に発効し、わが国政府は本年六月十七日にこの規約の暫定的適用宣言を行っております。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知を願います。

昨六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします

す。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 「賛成者起立」

○副議長(秋山長造君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○副議長(秋山長造君) 日程第二 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長井上吉夫君。

#### 審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決しよつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月六日

農林水産委員長 井上 吉夫  
参議院議長 徳永 正利殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由  
本法は、他の共済組合制度に準じて、年金額算定方式中の定額部分の額及び新法に基づく退職年金等の最低保障額を、昭和五十五年六月分より引き上げることにより、給付水準の引上げ等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十五年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合費補助金約百五十四億三千八百八十五万のうちから支出される。

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

附帯決議

政府は、農林漁業団体の運営の円滑化と役員員の老後保障に資するため、本制度の実情に对应し、財政基盤の強化、年金給付の改善等が一層促進されるよう、次の事項を検討し、その実現を図るべきである。

一、年金財政の安定を確保するため、給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げ、更に財源調整費補助等を増額すること。

二、農協等相互扶助事業を継続実施し、今後その整備拡充を図る等、本制度への寄与を強化すること。

三、財源率再計算の結果による不足財源の処理については、掛金の負担について、後代負担及び他制度との均衡を勘案するとともに、農林漁業団体の特殊性を踏まえ、組合員負担の急激な増加をきたさないようにすること。

四、年金給付の実情にかんがみ、最低保障額の引上げを図るとともに、特に旧法年金の給付改善については、最低保障額につき新法の水準を考慮する等、新法年金との格差是正に努めること。

五、遺族の生活保障を進める観点に立ち、遺族年金については、その支給率の改善を検討するとともに、旧法年金の寡婦加算額の引上げに対応し、新法年金に対しても今後その必要な措置を講ずること。

六、既裁定年金の改善については、公務員給与の上昇に対応した自動スライド制の導入を検討すること。

七、退職年金等の支給開始年令の引上げが既に実施されたことに对应し、本制度の対象団体については、その多様な実態に即し、経営基盤の整備強化を図り、職員の定年制の延長、給与体系の整備等、その雇用条件の改善が進められるようその体制づくりを適切に指導すること。

八、本制度の成熟化の進行に対処し、年金制度の

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

長期安定化方策につき一段と研究・検討を行うとともに、年金相談体制の整備を図り、更に組合員、年金受給者の理解と意向の反映が期せられるような措置を検討すること。

右決議する。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十月二十四日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第一条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第三十六条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第三十七条第四項第一号及び第三十七条の二第五項第一号中「二万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第三十九条の三第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第四十二条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第四十六条第二項中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十六条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

別表第二中「第三十九条、第三十九条の三、第四十条、第四十五条」を「第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条」に改め、

「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第三条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の八第五項中「同年四月分以後」を「同年四月分及び同年五月分においてはは、前各項を第一項、第二項及び前二項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、これらの規定中

「四十七万七千九百七十二円」とあるのは、「四十九万二千円」と読み替へるものとする。

第四十条の八に次の一項を加える。

7 昭和五十四年三月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十五年五月三十一日以前に取得されたものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして第三項から第五項までの規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正後の三十九年改正法」という。）附則第六條第一項ただし書の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

3 （退職年金等の額の特例に関する経過措置）改正後の法の規定（改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定を除く。）及び改正後の三十九年改正法附則第六條第一項ただし書の規定は、昭和三十九年十月一日から昭和五十五年五月三十一日までには給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までには給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

（井上吉夫君登壇、拍手）

○井上吉夫君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、厚生年金保険における年金額の引き上げに伴い、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度に準じて、年金額算定方式中の定額部分の額及び新法に基づく退職年金等の最低保障額を昭和五十五年六月分より引き上げることにより、給付水準の引き上げ等を行うとするものであります。

委員会におきましては、最低保障及び寡婦加算の水準と新旧間の均衡等年金給付の改善、国庫補助の引き上げ、年金財政、掛金負担の軽減、対象団体の経営基盤の強化と職員の雇用条件の改善等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、本法律案に対し、全会一致をもつて国庫補助の引き上げ等入項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(秋山長造君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(秋山長造君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○副議長(秋山長造君) 日程第三 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長片山基市君。

審査報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年十一月六日

社会労働委員長 片山 基市

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者災害補償保険及び船員保険の保険給付を改善整備するとともに、民事損害賠償との調整等について定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案施行に要する経費として、昭和五十五年度特別会計予算に、約百三十七億千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項に関し、所要の措置を講ずべきである。

一、労働災害の絶滅を期し、災害の予防及び職業病の発生防止のために、なお一層の努力をすること。

二、労災保険給付については、給付水準の向上、賃金の実態の保険給付への反映等の基本問題の検討を引き続き進め、その改善に努めること。

三、民事損害賠償を受けた場合の労災保険給付の支給調整の実施基準を定めるに当たっては、被災労働者及びその遺族の実情にも配慮し、年金たる保険給付の特質をも勘案すること。この場合において、労災保険審議会の意見を十分尊重すること。

四、傷病補償年金受給者に対する特別支給一時金の給付について、その実現を期すること。

五、労災保険制度に年金給付が導入される以前に打切補償を受け給し、なお療養を継続している者等に対する援護措置の充実に努めること。

六、労働災害の防止をはじめ労働諸施策の遂行上必要な職員の増員に努めること。

右決議する。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年十月三十日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

(小字及び一は衆議院修正)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 年金たる保険給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第十二条の二中「行なわぬ」を「行わない」に改め、同条を第十二条の二とし、第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日以降の月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権(以下この条において「返還金債権」という。)に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときは、労働省令で定めるところにより、当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十二条の五第二項中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、年金たる保険給付を受ける権利を労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百十六号)の定めるところにより労働福祉事業団に担保に供する場合は、この限りでない。

第十六条の三第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第二十三条第一項第二号中「就学の援護」の下に「被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護」を加え、同条第三項中「昭和三十三年法律第二百十六号」を削る。

附則に次の十条を加える。

第五十八条 政府は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額(その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額)の合計額が次の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その者の遺族に対して、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

昭和五十五年十一月七日 参議院会議録第七号

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

| 障害等級 | 額              |
|------|----------------|
| 第一級  | 給付基礎日額の二、三四〇日分 |
| 第二級  | 給付基礎日額の二、一九〇日分 |
| 第三級  | 給付基礎日額の二、〇五〇日分 |
| 第四級  | 給付基礎日額の九二〇日分   |
| 第五級  | 給付基礎日額の七九〇日分   |
| 第六級  | 給付基礎日額の六七〇日分   |
| 第七級  | 給付基礎日額の五六〇日分   |

障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序により、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

一 労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹  
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

障害補償年金差額一時金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によって消滅する。

障害補償年金差額一時金は、遺族補償給付とみなして第十條の規定を、第十六條の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金とみなして徴収法第十二條第三項及び第二十條第一項の規定を適用する。

第十六條の三第二項並びに第十六條の九第一項及び第二項の規定は、障害補償年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六條の三第二項中「前項」とあるのは「第五十八條第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第五十九條 政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が存する場合における当該障害に關しては、障害補償年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害補償年金前払一時金を支給する。

障害補償年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度として労働省令で定める額とする。

障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の障害に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

障害補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

障害補償年金前払一時金は、障害補償年金とみなして、徴収法第十二條第三項及び第二十條第一項の規定を適用する。

障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき障害補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該障害補償年金については、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十一年法律第二十八号)第四條第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に關する法律(昭和三十一年法律第三十四号)第三條第三項第二号ただし書及び第十七條第二号ただし書の規定は、適用しない。

第十六條 政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の千日分に相当する額を限度として労働省令で定める額とする。

遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

遺族補償年金前払一時金は、遺族補償年金とみなして、徴収法第十二條第三項及び第二十條第一項の規定を適用する。

遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。)、児童扶養手当法(昭和三十一年法律第二十八号)第四條第三項第三号ただし書並びに特別児童扶養手当等の支給に關する法律(昭和三十一年法律第三十四号)第三條第三項第二号ただし書及び第十七條第二号ただし書の規定は、適用しない。

は、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害年金差額一時金を支給する。

障害年金差額一時金は、遺族給付とみなして、第十條の規定を適用する。

第十六條の三第二項、第十六條の九第一項及び第二項並びに第五十八條第二項及び第三項の規定は、障害年金差額一時金について準用する。この場合において、第十六條の三第二項中「前項」とあるのは「第六十一條第一項」と、「別表第一」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第十六條 政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき身体に障害が存する場合における当該障害に關しては、障害年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害年金前払一時金を支給する。

障害年金前払一時金の額は、第五十八條第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に応じ、第五十九條第二項に規定する労働省令で定める額とする。

障害年金前払一時金は、第五十八條第一項の表の上欄に掲げる当該障害年金に係る障害等級に依り、第五十九條第二項に規定する労働省令で定める額とする。

第五十九條第三項、第四項及び第六項の規定は、障害年金前払一時金について準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と読み替えるものとする。

第六十三條 政府は、当分の間、労働者が通勤により死亡した場合における当該死亡に關しては、遺族年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族年金前払一時金を支給する。

遺族年金前払一時金の額は、第六十條第二項に規定する労働省令で定める額とする。

第六十條第三項、第四項及び第六項の規定は、遺族年金前払一時金について準用する。この場合において、同条第三項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」と、同条第

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

請求することができる場合に限る。してあ

前項の規定する年金給付を受けるべき

昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のよ

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

第十二条第三項中「第三十条第一項」を「第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金、特定の業務に長期間に従事することにより発生する疾病であつて労働省令で定めるものにかつた者(労働省令で定める事業の種類)に、当該事業における就労期間等を考慮して労働省令で定める者に限る。」に係る保険給付(以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかつた者に係る保険給付」という。及び労働者災害補償法第三十条第一項に改め、「減じた額を加えた額」の下に「業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用その他の事情を考慮して労働省令で定める率(第二十条第一項において「調整率」という。)を乗じて得た額」を加え、「百分の三十五」を「百分の四十」に改める。

第二十条第一項中「百分の二十五」を「百分の三十」に改め、同項各号中「保険給付」の下に「(労働者災害補償法第十六条の六第二号の場合に支給される遺族補償一時金及び特定疾病にかつた者に係る保険給付を除く。)」を、「減じた額を加えた額」の下に「調整率を乗じて得た額」を加える。

第三十条 労働者災害補償法の一部を改正する。

第十九条第一項第一号中「運営」の下に「年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する

る当該権利を担保とする小口の資金の貸付け」を加え、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第十九条の二第二項中「前条第一項第二号」を「前条第一項第一号及び第二号」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第四条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項、第四十二条ノ二及び第四十二条ノ三第三項中「支給ヲ受ケタル障害年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加える。

第五十条ノ三ノ二の次に次の一条を加える。

第五十条ノ三ノ三 第五十条第一項第二号又ハ第三号ニ該当シタルニ因リ支給スベキ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ不具廃疾ニ因リ労働能力ナキトキハ同項第二号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・一五月分ニ相当スル額ヲ同項第三号ニ該当シタル場合ニ在リテハ最終標準報酬月額ノ〇・三三月分ニ相当スル額ヲ夫々第五十条ノ二第一項第二号又ハ第三号ノ遺族年金ノ額ニ加給ス但シ第五十条ノ三第一項ノ規定ニ依リ加給アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

「支給ヲ受ケタル遺族年金」の下に「(政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル)」を加える。

附則に次の十三項を加える。

職務上ノ事由ニ因リ障害年金、遺族年金又ハ傷病手当金ヲ受クベキ者ノ当該保険給付ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第六十四条ノ規定ニ依リ障害補償年金、遺族補償年金又ハ傷病補償年金ノ額ノ改定ノ措置其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

職務上ノ事由ニ因リ障害手当金又ハ第四十二条乃至第四十二条ノ三若ハ第五十条ノ八ノ規定ニ依リ一時金(障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ最高限度額ヲ含ム)ニ付テハ当分ノ間労働者災害補償保険法第六十五条ノ規定ニ依リ障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金又ハ遺族補償年金前払一時金ノ額ノ改定ノ措置其ノ他ノ事情ヲ勘案シ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ改定スルコトヲ得

政府ハ当分ノ間第四十条第一項ノ規定ニ基ク職務上ノ事由ニ因リ障害年金(以下職務上障害年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ障害前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル額(被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ平均標準報酬月額ノ三十六月分ヲ加ヘルモノトス)ヲ限度トス

前二項ニ定ムルモノノ外障害前払一時金及遺族前払一時金ノ請求ニ付必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ヲ支給スベキ場合ニ於テハ職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ハ各月ニ支給スベキ額カラ夫々政令ヲ以テ定ムル額ヲ控除シタル額ノ合計額ガ命令ヲ以テ定ムル算定方法ニ従ヒ当該障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ額ニ達スル迄ノ間当該控除シタル額ニ相当スル部分ニ付其ノ支給ヲ停止ス

障害前払一時金及遺族前払一時金ヲ受ケル権利ハ二年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

障害前払一時金ハ第二十四条ノ二乃至第二十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第四十六條、第四十八條、第五十条ノ八、第五十

タル額ヲ限度トス

政府ハ当分ノ間第五十条第一項第三号ノ規定ニ基ク遺族年金(以下職務上遺族年金ト称ス)ヲ受クベキ者ガ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ請求ヲ為シタルトキハ命令ヲ以テ定ムル額ヲ遺族前払一時金トシテ其ノ者ニ支給ス此ノ場合ニ於テ其ノ者ニ支給スル額ハ其ノ者ノ最終標準報酬月額ノ三十六月分ニ相当スル額(被保険者タリシ期間十五年以上ナル者ニ関シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ平均標準報酬月額ノ三十六月分ヲ加ヘルモノトス)ヲ限度トス

九条及第五十九条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テハ  
第四十条第一項ノ規定ニ付リ支給セラルル職  
務上ノ事由ニ因ル障害年金ト看做ス

遺族前払一時金ハ第二十三条ノ五、第二十四  
条ノ二乃至第二十七条、第五十条ノ八、第五  
十九条及第五十九条ノ二ノ規定ノ適用ニ付テ  
ハ第五十条第一項第三号ノ規定ニ依ル遺族年  
金ト看做ス

障害前払一時金又ハ遺族前払一時金ノ支給ヲ  
受ケタル為職務上障害年金又ハ職務上遺族年  
金ノ一部ノ支給ガ停止セラルル間ニ於ケル当  
該職務上障害年金又ハ職務上遺族年金ニ付テ  
ノ国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一  
号）第六十五条第三項（同法第七十九条の二  
第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ノ  
適用ニ付テハ其ノ額ノ一部ノ支給ガ停止サレ  
テイナイモノト看做ス

職務上障害年金ヲ受クベキ者ガ其ノ権利ヲ失  
ヒタル場合ニ於ケル第四十二条、第四十二  
条ノ二及第四十二条ノ三ノ規定ノ適用ニ付テハ  
当分ノ間第四十二条第一項、第四十二条ノ二  
及第四十二条ノ三第三項中「支給ヲ受ケタル  
障害年金（政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル）ノ総  
額」トアルハ「支給ヲ受ケタル障害年金（政令  
ヲ以テ定ムル部分ニ限ル）及障害前払一時金  
ノ総額（其ノ障害年金ノ額ガ附則第六項ノ規  
定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ  
改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合

ノ其ノ障害年金及障害前払一時金ノ総額）」ト  
スルモノトシ第五十条第一項第二号又ハ第三  
号ノ規定ニ基テ遺族年金ヲ受クベキ者ガ其ノ  
権利ヲ失ヒタル場合ニ於ケル第五十条ノ八ノ  
規定ノ適用ニ付テハ当分ノ間同条第一号中  
「支給ヲ受ケタル障害年金（政令ヲ以テ定ムル  
部分ニ限ル）ト其ノ遺族ガ其ノ者ノ死亡ニ関  
シ支給ヲ受ケタル遺族年金（政令ヲ以テ定ム  
ル部分ニ限ル）トノ合算額」トアルハ「支給ヲ  
受ケタル障害年金（政令ヲ以テ定ムル部分ニ  
限ル）及障害前払一時金並ニ其ノ遺族ガ其ノ  
者ノ死亡ニ関シ支給ヲ受ケタル遺族年金（政  
令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル）ノ合算額（其ノ障  
害年金又ハ遺族年金ノ額ガ附則第六項ノ規定  
ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ改  
定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合ノ  
其ノ障害年金、障害前払一時金及遺族年金ノ  
合算額）」ト同条第二号中「支給ヲ受ケタル遺  
族年金（政令ヲ以テ定ムル部分ニ限ル）ノ総  
額」トアルハ「支給ヲ受ケタル遺族年金（政令  
ヲ以テ定ムル部分ニ限ル）及遺族前払一時金  
ノ総額（其ノ遺族年金ノ額ガ附則第六項ノ規  
定ニ依リ改定セラレタルモノナルトキハ其ノ  
改定ナカリシモノト看做シテ算定シタル場合  
ノ其ノ遺族年金及遺族前払一時金ノ総額）」ト  
ス

被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ其ノ遺族  
（以下被保険者等ト称ス）ガ職務上障害年金又  
ハ職務上遺族年金（以下職務上年金ト称ス）ヲ

受クベキ場合（当該職務上年金ヲ受クル権利  
ヲ有スルニ至ツタ時ニ当該職務上年金ニ係ル  
障害前払一時金又ハ遺族前払一時金（以下前  
払一時金ト称ス）ヲ請求スルコトヲ得ル場合  
ニ限ル）ニシテ同一ノ事由ニ付当該被保険者  
又ハ被保険者タリシ者ヲ使用シ又ハ使用シタ  
ル船舶所有者ヨリ民法其ノ他ノ法律ニ依ル損  
害賠償（以下単ニ損害賠償ト称シ当該職務上  
年金ニヨリ填補セラルル損害ヲ填補スル部分  
ニ限ル）ヲ受クルコトヲ得ルトキハ当該損害  
賠償ニ付テハ当分ノ間次ニ定ムル所ニ依ルモ  
ノトス

一 船舶所有者ハ当該被保険者等ノ職務上  
年金ヲ受クル権利ガ消滅スル迄ノ間其ノ損害  
ノ発生時ヨリ当該職務上年金ニ係ル前払一  
時金ヲ受クベキ時迄ノ法定利率ニ依リ計算  
セラルル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該  
合算シタル額ガ当該前払一時金ノ最高限度  
額ニ相当スル額ト為ルベキ額（次号ノ規定  
ニ依リ損害賠償ノ責ヲ免レタル時ハ其ノ免  
レタル額ヲ控除シタル額）ノ限度ニ於テ其  
ノ損害賠償ノ履行ヲ為サザルコトヲ得  
二 前号ノ規定ニ依リ損害賠償ノ履行ガ猶予  
セラレタル場合ニ於テ当該職務上年金（附  
則第十一項ノ規定ニ依リ其ノ一部ニ付支給  
ガ停止セラルル職務上年金ヲ除ク）又ハ前  
払一時金ノ支給ガ行ハレタルトキハ船舶所  
有者ハ其ノ損害ノ発生時ヨリ当該支給ガ行

ハレタル時迄ノ法定利率ニ依リ計算セラル  
ル額ヲ合算シタル場合ニ於ケル当該合算シ  
タル額ガ当該職務上年金（同項ノ政令ヲ以  
テ定ムル額ニ相当スル部分ヲ除ク）又ハ前  
払一時金ノ額ト為ルベキ額ノ限度ニ於テ其  
ノ損害賠償ノ責ヲ免ル

被保険者等ガ被保険者又ハ被保険者タリシ者  
ヲ使用シ又ハ使用シタル船舶所有者ヨリ損害  
賠償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニシテ職務上ノ  
事由ニ因ル保険給付（障害年金及遺族年金ニ  
付テハ政令ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ  
限ル以下同ジ）ヲ受クベキトキ同一ノ事由  
ニ付損害賠償（当該保険給付ニ依リ填補セラ  
ルル損害ヲ填補スル部分ニ限ル）ヲ受ケタル  
トキハ政府ハ〇〇其ノ額ノ限度ニ於テ当該保  
險給付ヲ為サザルコトヲ得但シ前項ノ規定ス  
ル場合ニ於テ次ニ掲グル保険給付ニ付テハ此  
ノ限ニ在ラズ

一 職務上年金（政令ヲ以テ定ムル額ニ相当  
スル部分ニ付被保険者等ニ対シ各月ニ支給  
サルベキ額ノ合計額ガ政令ヲ以テ定ムル算  
定方法ニ従ヒ当該職務上年金ニ係ル前払一  
時金ノ最高限度額（当該前払一時金ノ支給  
ヲ受ケタルコトアリシ者ニ在リテハ当該支  
給ヲ受ケタル額ヲ控除シタル額トス）ニ相  
当スル額ニ達スル迄ノ間ニ付テノ当該政令  
ヲ以テ定ムル額ニ相当スル部分ニ限ル）

二 第四十二条第一項、第四十二条ノ二、第

する保険給付の内払とみなす。

昭和五十五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償一時金、障害一時金、遺族補償一時金、遺族一時金又は旧昭和四十年改正法附則第四十二条第一項（附則第十一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号。以下「旧昭和四十八年改正法」という。附則第四条第一項においてその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の一時金であつて、旧労災保険法の規定又は旧昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定に基づいて支給されたものの支払は、新労災保険法の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

27 新労災保険法第五十八條及び第六十一條の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に労災保険法の規定による障害補償年金又は障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合について適用する。

138 新労災保険法第五十九条及び第六十二条の規定は、労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたとき身体に障害が存する場合について適用する。

49 新勞災保險法第六十五條の規定は、昭和四十九年十一月一日以後に支給すべき事由が生じた新勞災保險法の規定による障害補償一時金、遺族補償一時金及び遺族補償年金前払一時金（勞働者災害補償保險法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という。）附則第十条の規定による改正前の勞働者災害補償保險法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。以下「旧昭

和四十年改正法」という。附則第四十二條第一項の規定により支給された一時金を含む。並びに障害一時金、遺族一時金及び遺族年金前払一時金（昭和五十五年改正法附則第十一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号。以下「旧昭和四十八年改正法」という。附則第四条第一項の規定により支給された一時金を含む。）について適用する。

六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

第三条 旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定によりされた障害補償年金の額の改定は、新労災保険法第六十四条第一項の規定によりされた改定とみなして、新労災保険法第五十八条第一項の規定を適用する。

2 旧昭和四十年改正法附則第四十二条第一項の規定により支給された一時金は、新労災保険法

新労災保険法第六十六条の規定は、施行日以後において支給すべき事由が生じた労災保険法の規定による遺族補償一時金及び遺族一時金に

第六十條第一項の規定により支給された遺族補償年金前払一時金とみなして、同条第三項、第五項及び第六項の規定を適用する。

ついで適用する。この場合において、施行日から昭和五十六年十月三十一日までの間における新労災保険法第六十六条の規定の適用については、同条第一項中「遺族補償年金前払一時金の額（その額が第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合

第四条 旧昭和四十八年改正法附則第三条の規定により旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定の例によりされた障害年金の額の改定は、新労災保険法第六十四条第二項において準用する同条第一項の規定によりされた改定とみなして、新労災保険法第六十一条第一項の規定を適用する。

16<sup>11</sup> 新労災保険法第六十七条の規定は、昭和五十

2 旧昭和四十八年改正法附則第四条第一項の規定により支給された一時金は、新労災保険法第六十三条第一項の規定により支給された遺族年金前払一時金とみなして、同条第三項において読み替えて準用する新労災保険法第六十条第三項及び第六項の規定を適用する。

第五條 旧昭和四十年改正法附則第四十一條の規定によりされた障害補償年金、遺族補償年金立は傷病補償年金の額の改定は、新労災保険法第

六十四條第一項の規定によりされた改定とみなして、同項後段の規定を適用する。

2 旧昭和四十八年改正法附則第三条の規定により旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定の例によりされた障害年金、遺族年金又は傷病年金の額の改定は、新労災保険法第六十四条第二項において準用する同条第一項の規定によりされた改定とみなして、同条第二項において準用する同条第一項後段の規定を適用する。

第六条 旧昭和四十年改正法律附則第四十二条第一項の規定により支給された一時金は新勞災保險法第六十条第一項の規定により支給された遺族補償年金前払一時金と、旧昭和四十年改正法律附則第四十一条の規定によりされた遺族補償年金の額の改定は新勞災保險法第六十四条第一項の規定によりされた改定と、附則第十二条の規定による改正前の労働者災害補償保險法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第百十五号）以下「旧昭和四十九年改正法」といふ。）附則第四

2 旧昭和四十八年改正法附則第四条第一項の規

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

定により支給された一時金は新労災保険法第六十三条第一項の規定により支給された遺族年金前払一時金と、旧昭和四十八年改正法附則第三十一条の規定により旧昭和四十年改正法附則第四十一条の規定の例によりされた遺族年金の額の改定は新労災保険法第六十四条第二項において準用する同条第一項の規定によりされた改定と、旧昭和四十九年改正法附則第四十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によりされた改定で旧昭和四十八年改正法附則第四十一条の規定により支給された一時金の額につききされた改定は新労災保険法第六十五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によりされた改定とそれれみなして、新労災保険法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用する新労災保険法第六十六条の六第二号の規定を適用する。

(第二号の規定の施行に伴う経過措置)

第七号 昭和五十五年十二月三十一日において、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に關する第二号の規定による改正後の徴収法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「遺族補償一時金」とあるのは「遺族補償一時金(昭和五十五年十二月三十一日後に支給すべき事由が生じたものに限る。）」と、「(以下この項及び第二十条第一項において「特定疾病にかかった者に係る保険給付」という。）」とあるのは「(以下この項において「特定疾病にかかった者に係る保険給付」といい、同日後の期間に係る年金たる保険給付及び同日後に支給すべき事由が生じた年金たる保険給付以外の保険給付に限る。）」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額(一般保険料又は第一種特別加入保険料の額の算定の基礎となつた期間のうちに同日以前の期間がある場合には、同日以前の期間に係る一般保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額と第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額とを合算した額に調整率を乗じて得た額を加えた額」と、「同日を」とあるのは「十二月三十一日」とする。

部分の額を減じた額と第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額とを合算した額に同日後の期間に係る一般保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額と第一種特別加入保険料の額から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額とを合算した額に調整率を乗じて得た額を加えた額」と、「同日を」とあるのは「十二月三十一日」とする。

2 徴収法第二十条第一項の労働省令で定める有期事業であつて、昭和五十六年四月一日前に徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

(第四号の規定の施行に伴う経過措置)

第八号 新船員保険法の規定を適用しないこととした場合に昭和五十五年八月一日から施行日の前日までの間に船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで又は第五十一条に規定する一時金を支給することとなる場合における次の各号に掲げる保険給付の額は、新船員保険法の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 当該一時金の額 第四号の規定による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。)の規定による額(この額が新船員保険法の規定による額を下回るときは、新船員保険法の規定による額)

二 昭和五十五年八月から当該一時金を支給することとなる日の属する月までの分の当該一時金の額の計算の基礎となる障害年金又は遺族年金の額 旧船員保険法の規定による額(これらの月の分の新船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の額からこれらの月の分の旧船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金の額を減じた額(新船員保険法の規定を適用することとした場合に当該一時金を支給することとなるときは、新船員保険法の規定による当該一時金の額を加えた額)が当該一時金の額を超えるときは、当該超える額を加算した額)

2 昭和五十五年八月から施行日の前日までの分として旧船員保険法の規定に基づいて支給された職務上の事由による障害年金若しくは遺族年金又は同年八月一日から施行日の前日までの日に係る旧船員保険法の規定に基づいて支給された職務上の事由による職務手当金の支払は、新船員保険法の規定により支給されるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

昭和五十五年八月一日以後に支給すべき事由の生じた職務上の事由による障害手当金又は船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで若しくは第五十一条の規定による一時金であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

の事由による障害手当金又は船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで若しくは第五十一条の規定による一時金であつて、旧船員保険法の規定に基づいて支給されたものの支払は、新船員保険法の規定によるこれらに相当する保険給付の内払とみなす。

昭和五十五年十月以前施行日の属する月分の月分の船員保険法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

4 第四号の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)附則第八項の規定は、船員保険の被保険者が職務上の事由(船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ。)により負傷し又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたときにおいて廃疾の状態にある場合について適用する。

12 5 第四号の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)附則第八項の規定は、船員保険の被保険者が職務上の事由(船員保険法第二十三条ノ七第二項に規定する通勤を含む。以下同じ。)により負傷し又は疾病にかかり、昭和五十六年十一月一日以後に治つたときにおいて廃疾の状態にある場合について適用する。

13 6 新船員保険法附則第九項の規定は、船員保険の被保険者又は被保険者であつた者が昭和五十六年十一月一日以後に職務上の事由により死亡した場合について適用する。

14 7 新船員保険法附則第十七項及び第十八項の規定は、昭和五十六年十一月一日以後に発生した事故に起因する損害について適用する。

第九号 附則第十四条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)附則第五条の規定により行われた職務上の事由による障害年金又は遺族年金の額の改定は、新船員保険法附則第六項の規定により行われた改定とみなして、新船員保険法附則第十六項の規定を適用する。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の一部改正)

第十号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条から第四十二条までを次のように改める。

第四十条から第四十二条まで 削除

附則第四十三条第三項ただし書中「前条」を「労働者災害補償保険法第六十条」に改める。

第十一号 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

附則第五項第一項中「労働保険法第二十二條の四第三項において準用する労働保険法第十六條の二第一項第四号」を「労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)第二十二條の四第三項において準用する労働保険法第十六條の二第一項第四号」に改め、同条第二項中「昭和四十年改正法」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号)」に、「前条」を「第六十条」に、「昭和四十八年改正法附則第四條」を「第六十三條」に改める。

第十二号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項中「及び附則第四條」を削除。

附則第四條及び第五條を次のように改める。

第十三條 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「昭和四十年改正法附則第四十二條第一項」を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。附則第二十六條において「昭和五十五年改正法」という。)附則第十條の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十二條第一項」に改める。

附則第二十六條中「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」を「昭和五十五年改正法附則第十一條の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)  
第十四条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を削る。

第十五条 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から第九条までに規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

〔片山基市君登壇、拍手〕

○片山基市君 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の主なる内容は、第一に、遺族補償年金について、遺族が一人から四人の場合の給付額を遺族の人数の区分に応じて引き上げること、第二に、障害補償年金給付に、障害補償差額一時金及び障害補償年金前払い一時金制度を創設すること、第三に、保険給付額のスライドの発動要件である賃金水準の変動幅を一〇%から六%を超える場合に改めること、第四に、同一事由についての労災保険給付とそれと重複する部分の民事損害賠償との調整規定を整備すること等であります。

委員会におきましては、労働災害防止対策推進のための諸施策、労災保険制度改善のための抜本的検討、労災保険給付と民事損害賠償との調整等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党参議委員より修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決さ

昭和五十五年十一月七日 参議院会議録第七号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

一六一

出席者は左のとおり。

議長

徳永 正利君  
秋山 長造君

副議長

中野 鉄造君  
渡部 通子君

鶴岡 洋君  
大川 清幸君  
和泉 照雄君  
小西 博行君  
中野 明君  
中村 鋭一君  
井上 裕君  
宮崎 正義君  
藤原 房雄君  
井上 計君  
岡山 雅也君  
三山 昭範君  
三治 重信君  
中村 稔二君  
矢追 秀彦君  
渋谷 邦彦君  
栗林 卓司君  
河本嘉久藏君

二宮 文造君  
小平 芳平君  
中尾 辰義君  
田淵 哲也君  
安井 謙君  
青島 幸男君  
江田 五月君  
前島英三郎君  
桑 豊君  
野末 陳平君  
谷川 寛三君  
三浦 八水君  
藤井 裕久君  
降矢 敬義君  
高橋 圭三君  
戸塚 進也君  
坂元 親男君  
林 道君  
下条進一郎君  
金井 元彦君  
嶋崎 均君  
上條 勝久君  
松垣徳太郎君  
郡 祐一君  
田中 正巳君  
源田 実君  
初村清一郎君  
浅野 弘君  
高平 公友君  
松浦 功君  
仲川 幸男君  
成相 善十君  
井上 幸君  
岩本 政光君  
真鍋 賢二君  
熊谷 弘君  
北 修二君  
金丸 三郎君

多田 省吾君  
白木義一郎君  
藤井 恒男君  
新谷寅三郎君  
大石 武一君  
山田 勇君  
森田 重郎君  
市川 房枝君  
田 英夫君  
宇都宮徳馬君  
岩上 二郎君  
松尾 官平君  
堀江 正夫君  
林 寛子君  
竹内 潔君  
細川 護熙君  
平井 卓志君  
安孫子藤吉君  
遠藤 要君  
片山 正英君  
稲嶺 一郎君  
中西 一郎君  
八木 一郎君  
塚田十一郎君  
熊谷太三郎君  
加藤 武徳君  
藤田 正明君  
岩崎 純三君  
村上 正邦君  
福田 宏一君  
名尾 良孝君  
降矢 敬雄君  
板垣 正君  
江島 淳君  
遠藤 政夫君  
鈴木 正一君  
亀長 友義君  
衛藤征士郎君

大島 友治君  
井上 吉夫君  
亀井 久興君  
梶木 又三君  
古賀雷四郎君  
世耕 政隆君  
安田 隆明君  
綱島 直昭君  
西村 尚治君  
小澤 太郎君  
岩動 道行君  
福島 茂夫君  
山田耕三郎君  
内藤 健君  
田沢 智治君  
大河原太一郎君  
岡部 三郎君  
川原新次郎君  
伊江 朝雄君  
後藤 正夫君  
宮田 輝君  
山東 昭子君  
夏目 忠雄君  
対馬 孝且君  
長田 裕二君  
内藤三三郎君  
土屋 義彦君  
鈴木 和美君  
坂倉 藤吾君  
佐藤 三吾君  
松前 達郎君  
高杉 勉忠君  
勝又 武一君  
吉田 正雄君  
安武 洋子君  
広田 幸一君  
志苦 裕君  
山中 郁子君

堀内 俊夫君  
岡田 広君  
坂野 重信君  
斎藤 十朗君  
上田 稔君  
山崎 竜男君  
町村 金五君  
丸茂 重貞君  
蔵内 修治君  
木村 睦男君  
楠 正俊君  
山本 富雄君  
中山 千夏君  
高木 正明君  
関口 恵造君  
大木 浩君  
梶原 清君  
村沢 牧君  
長谷川 信君  
森下 泰君  
丸谷 金保君  
中村 太郎君  
秦野 章君  
粕谷 照美君  
石本 茂君  
片岡 勝治君  
小野 明君  
山田 謙君  
下田 京子君  
大森 昭君  
鶴山 篤君  
近藤 忠孝君  
安恒 良一君  
大木 正吾君  
佐藤 昭夫君  
矢田部 理君  
野田 哲君  
香脱タケ子君

昭和五十五年十一月七日 参議院會議録第七号 議長の報告事項

会に付託した。

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案(第九十二回国会開法第一号) 運輸委員会に付託

郵便法等の一部を改正する法律案(第九十二回国会開法第二号) 逓信委員会に付託

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 片岡 勝治君 補欠 目黒今朝次郎君

地方行政委員 田淵 哲也君 補欠 伊藤 郁男君

法務委員 藤田 進君 補欠 田中寿美子君

外務委員 藤田 進君 補欠 田中寿美子君

農林水産委員 戸叶 武君 補欠 吉田 正雄君

商工委員 伊藤 郁男君 補欠 田淵 哲也君

運輸委員 吉田 正雄君 補欠 戸叶 武君

通信委員 目黒今朝次郎君 補欠 片岡 勝治君

建設委員 小谷 守君 補欠 赤桐 操君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

予算委員

辞任 赤桐 操君 補欠 安武 洋子君

決算委員 安武 洋子君 補欠 赤桐 操君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(開法第一号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律案(交通安全対策特別委員長提出)(衆第一三三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

千九百八十年の食糧援助規約の締結について承認を求めの件(閣条第一号)議決報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)可決報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一四二号)可決報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案(第九十二回国会開法第一号)

一、公聴会の問題 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案について

一、開会の日 昭和五十五年十一月十二日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和五十五年十一月六日

運輸委員長 黒柳 明

参議院議長 徳永 正利殿

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 郵便法等の一部を改正する法律案(第九十二回国会開法第二号)

法律案について

一、開会の日 昭和五十五年十一月十二日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和五十五年十一月六日

逓信委員長 福岡 知之

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案(第九十二回国会開法第一号)の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。

一、派遣委員

第一班 黒柳 明 山崎 龍男

第二班 目黒今朝次郎 江島 淳

第三班 瀬谷 英行 小笠原貞子

第四班 伊江 朝雄 桑名 義治

第五班 内藤 健 青木 新次

第六班 広田 幸一 柳澤 鍊造

一、派遣地

第一班 宮城県 福島県

第二班 福岡県

一、期間 両班とも十一月八日及び九日の二日間

一、費用 概算六一六、八〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条の二により承認を求めます。

昭和五十五年十一月六日

運輸委員長 黒柳 明

参議院議長 徳永 正利殿

同日議長は、次の内閣提出案を受領した。

日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案(第九十二回国会開法第一号)

郵便法等の一部を改正する法律案(第九十二回国会開法第二号)

逓信委員会に付託

運輸委員会に付託

建設委員会に付託

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君 補欠 小谷 守君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君

赤桐 操君